

第2期曾於市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

曾於市

ごあいさつ

曾於市では、総合振興計画の将来像であります「豊かな自然の中で みんなが創る 笑顔輝く元気なまち」の実現に向け多様な施策の展開を図ってまいりました。

しかしながら、仕事と子育ての両立の難しさ、子育て中の孤立感や負担感、子育てや教育にかかる負担の重さなど未だに多くの課題が残されております。

今後は、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の確立や、子育てや教育にかかる経済的負担の軽減を図るために実施された、教育・保育の無償化等を推進し、全ての子育て家庭が、安全かつ安心して夢と希望を持ち、地域の方々とのかかわりの中で多様な体験・活動をとおし、子どもを生み育てることができる総合的な子ども・子育て支援を実施していきたいと考えております。

曾於市子ども・子育て支援事業計画では、子育て関連3法に基づき、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を図ってまいりました。今回、第1期5か年の状況等を検証・評価しアンケート結果等を基に新たに第2期計画を策定しました。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様をはじめ、御審議いただいた子ども・子育て会議委員の皆様並びに関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。



令和2年3月 曾於市長 **五位塚 剛**

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 子ども・子育て支援新制度の概要.....	3
(1) 制度の目的.....	3
(2) 「子ども・子育て関連3法」.....	3
(3) 新制度の主な内容.....	3
(4) 国が示す計画の対象事業について.....	4
4 計画策定の経過（策定体制）.....	5
(1) ニーズ調査の実施.....	5
(2) 曾於市子ども・子育て会議の開催.....	5
5 計画期間と進行管理.....	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	6
1 人口と出生率等の状況.....	6
(1) 人口.....	6
(2) 人口の推計.....	7
(3) 世帯.....	9
(4) 結婚・出産等.....	9
(5) 就業の状況.....	10
2 曾於市の保育所等の状況.....	12
(1) 0-5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移.....	12
(2) 年齢ごとの保育所入所者数の推移.....	12
(3) 0-2歳、3-5歳ごとの各人口における保育所入所率の推移.....	13
3 ニーズ調査の結果と分析.....	14
(1) 調査の目的.....	14
(2) 実施概要.....	14
(3) 結果概要.....	14
第3章 計画の基本的な考え方.....	20
1 めざす姿.....	20
2 基本理念.....	20
3 基本方針.....	21
(1) 幼児期の学校教育・保育の充実.....	21
(2) 地域における子育ての支援.....	21
(3) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援.....	21
(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	22
(5) 子育てを支援する生活環境の整備.....	22

(6) 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進	22
(7) 子どもの安全の確保	22
(8) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進	23
(9) 経済的な支援の推進	23
第4章 施策の展開	24
1 幼児期の学校教育・保育の充実	24
(1) 質の高い教育・保育の充実	24
(2) 多様なニーズに応じた保育サービスの充実	25
(3) 総合的な放課後児童対策	26
2 地域における子育ての支援	27
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	27
(2) 家庭と子どもたちを応援する地域づくり	27
(3) 親同士が交流できる機会の充実	28
3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	29
(1) 妊娠期・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	29
(2) 子育ての相談や適切な情報提供	31
(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	32
4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	33
(1) 次代の親の育成	33
(2) 「生きる力」を育む教育の推進	33
(3) 家庭や地域の教育力の向上	34
(4) 青少年の健全育成の推進	35
5 子育てを支援する生活環境の整備	37
(1) 良質な住宅の提供	37
(2) 安心して外出できる環境の整備	37
6 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進	38
(1) 仕事と子育ての両立支援	38
(2) 子育て家庭への就労支援の促進	39
7 子どもの安全の確保	40
(1) 安全な道路交通環境の整備	40
(2) 子どもを犯罪等からの被害から守るための活動の推進	40
8 専門的な知識及び技術を要する支援の推進	42
(1) 児童虐待防止対策の充実	42
(2) 障害児施策の充実	43
(3) ひとり親家庭の自立支援	44
9 経済的な支援の推進	45
(1) 教育・保育に係る経済的負担の軽減	45
(2) 子どもの貧困対策	46

第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策	47
1 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」について	47
(1) 「量の見込み」の算出について	47
(2) 「確保方策」について	47
2 教育・保育の提供区域の設定	47
3 国が示す計画の対象事業	48
4 教育・保育事業	49
(1) 幼稚園・保育所・認定こども園	49
5 地域子ども・子育て支援事業	52
(1) 時間外保育事業（延長保育）	52
(2) 一時預かり事業	52
(3) 病児・病後児保育事業	53
(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	54
(5) 放課後児童健全育成事業	54
(6) 子育て短期支援事業	55
(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	55
(8) 利用者支援事業	56
(9) 乳児家庭全戸訪問事業	57
(10) 養育支援訪問事業	57
(11) 妊婦健康診査	58
(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	58
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	58
(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	58
6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項	60
(1) 質の高い教育・保育の役割	60
(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	60
7 基本指針に基づく任意記載事項	61
(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	61
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携	61
(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	61
8 計画のその他の事項	62
(1) 新・放課後子ども総合プラン	62
(2) 子どもの貧困対策	65
(3) 次世代育成支援行動計画から継続する施策及び事業の一覧	67
第6章 計画の推進	71
1 計画の総合的な推進	71
(1) 市民や関係団体等との連携	71
(2) 地域の人材の確保と連携	71
(3) 市民参加の促進	71

(4) 施策の効率的・効果的推進	71
2 計画の進捗状況の管理・評価	72
(1) 計画の推進体制	72
(2) 進捗状況の管理	72
資料	73

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

子どもや家庭を取り巻く環境は、共働き家庭の増加、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化といった流れの中にあり、また、児童虐待や子どもの貧困の連鎖といった様々な課題への対応が求められています。こうしたことから、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくことが求められています。

このような社会情勢の変化の中、平成 15 年には子育てに対する社会的支援を総合的かつ計画的に推進するものとして「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域における子育て支援の充実に向けた取り組みを総合的に推進することが目的とされました。これらの目的を達成するために、市町村は 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることされ、計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとなっています。

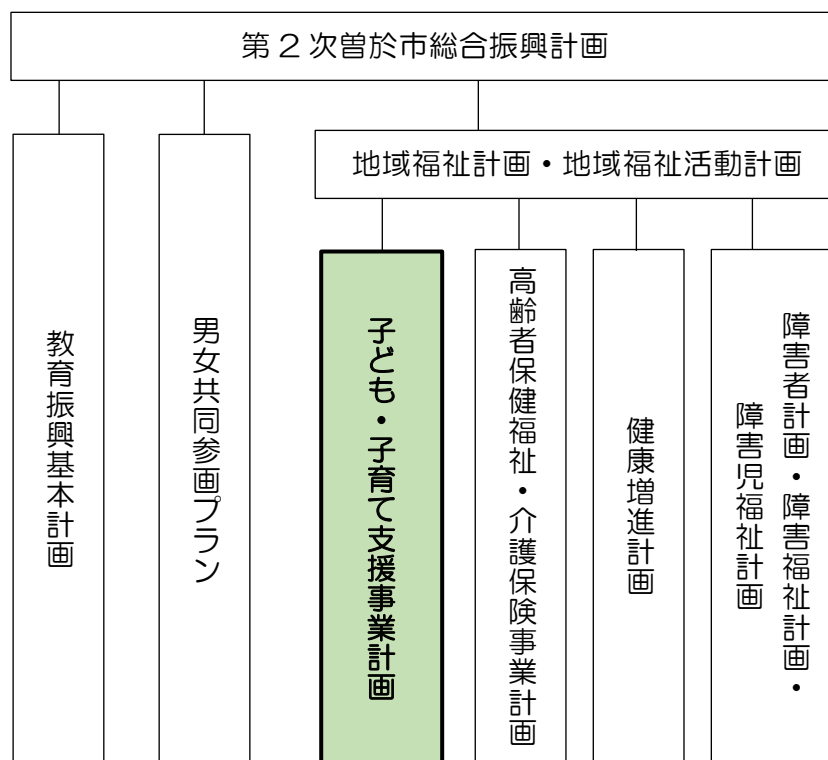
さらに、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、平成 26 年 7 月に「放課後子ども総合プラン」、平成 30 年 9 月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の計画的な整備等を進めていくこととされました。

一方で、平成 26 年には、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年 6 月に一部が改正されました。

本市においては、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間を計画期間とする「曾於市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策を総合的に進めてきました。今後も引き続き計画的に施策を推進するため、この度、「第 2 期曾於市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもや家庭を取り巻く様々な課題などに対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を進めるとともに、新たに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の視点を交えながら、近年社会問題化してきている子どもの貧困対策を総合的に推進していくことにより、切れ目のない支援による子ども・若者の育成支援を目指していきます。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」の性格も持ち合わせるものとし、さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策推進計画」についても包括的に盛り込むこととします。
- 本計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳に達するまでの子どもとします。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。
- 本計画は、「第2次曽於市総合振興計画」を上位計画として、子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけるとともに、他の関連する計画との整合及び連携を図りながら、個々の施策を推進していきます。また、子どもと子育てを取り巻く施策には、保健、医療、福祉、教育、労働などあらゆる分野が関わっており、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。



3 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 制度の目的

平成 27 年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」といいます。)の目的は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざして、次の3つを掲げています。

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

(2) 「子ども・子育て関連3法」

新制度の根拠となる法律は次の3つの法律であり、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部改正法
3. 関係法律の整備法（児童福祉法等の関係法律を整備）

(3) 新制度の主な内容

①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業を通じた給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合も共通の仕組みとなります。幼稚園と保育所の機能を併せもつ認定こども園の普及のため、認可・指導監督の一本化などの制度の改善が図れます。

②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

市町村は、制度の実施主体として、地域のニーズをふまえた上で「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、認定こども園や保育所、地域型保育事業を計画的に整備することとされています。

また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、保育士・教員などの人材確保、職員の処遇や配置の改善などが図られます。

③地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に対する様々なニーズに応えるために、放課後児童クラブ、保育所等一時預かり、地域子育て支援拠点事業などのサービス拡充が図れます。

(4) 国が示す計画の対象事業について

国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画」に記載する事業は、「教育・保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに大別され、「地域子ども・子育て支援事業」は14の事業となります。

○教育・保育事業

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園
- ・ 地域型保育（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）

○地域子ども・子育て支援事業

教育・保育施設を利用する家庭だけではなく、在宅を含むすべての子育て家庭を対象とする以下の14項目の事業を市町村が地域の実情に応じて実施する。

- ① 時間外保育事業（延長保育事業）
- ② 一時預かり事業
- ③ 病児・病後児保育事業
- ④ ファミリー・サポート・センター
- ⑤ 放課後児童クラブ
- ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイなど）
- ⑦ 地域子育て支援拠点事業
- ⑧ 利用者支援事業
- ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑩ 養育支援訪問事業
- ⑪ 妊婦健康診査
- ⑫ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑭ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

4 計画策定の経過（策定体制）

(1) ニーズ調査の実施

「第2期曾於市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、前計画策定時と同様に、子育て中の保護者の意見やニーズを把握するため、市内在住の就学前児童の保護者 653 件、就学児童の保護者 601 件を対象として「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査」を実施しました。

(2) 曾於市子ども・子育て会議の開催

この計画に、地域の子育てに関するニーズを反映させるとともに、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて、本市における子ども・子育て支援施策を実施するため、子どもの保護者や関係団体、子ども・子育て支援に関する事業の従事者など、幅広い関係者で構成される「曾於市子ども・子育て会議」を開催し、計画の策定などについて審議しました。

5 計画期間と進行管理

「第2期曾於市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、第1期計画からの引き続きの期間として、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間と設定し、進捗状況の管理・評価を行います。

なお、計画に基づく取り組みや施策を推進するため、毎年度「曾於市子ども・子育て会議」において計画の進捗状況の管理・評価を行うこととし、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年度において計画の見直しを行うなど弾力的に対応します。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

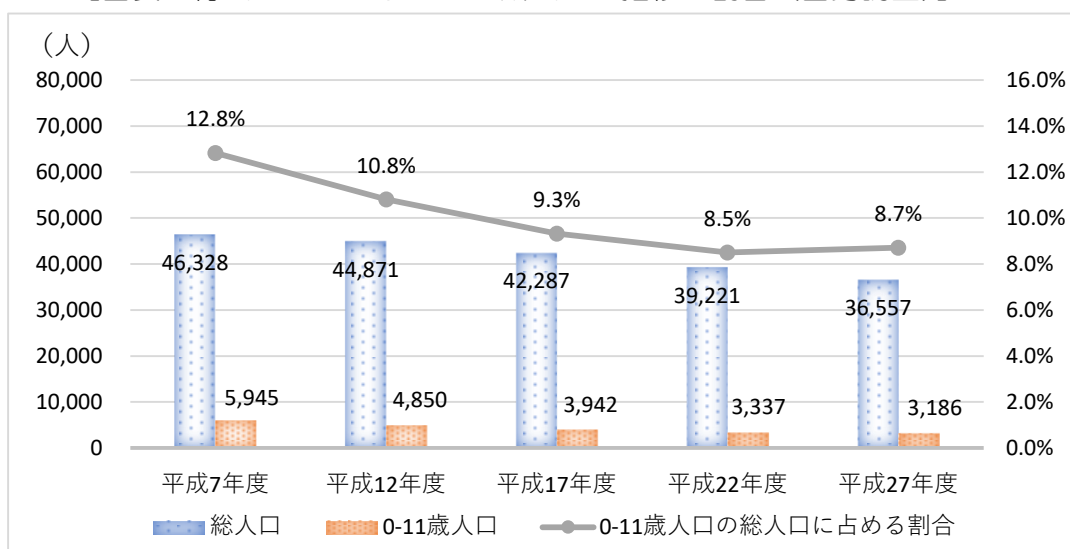
1 人口と出生率等の状況

(1) 人口

①総人口に占める子どもの人口の推移

平成 7 年以降、総人口及び 0-11 歳人口はともに減少傾向にあり、0-11 歳人口は平成 27 年度が 3,186 人となっています。また、総人口に占める 0-11 歳人口の割合も減少傾向にあり、平成 27 年で 8.7%となっています。

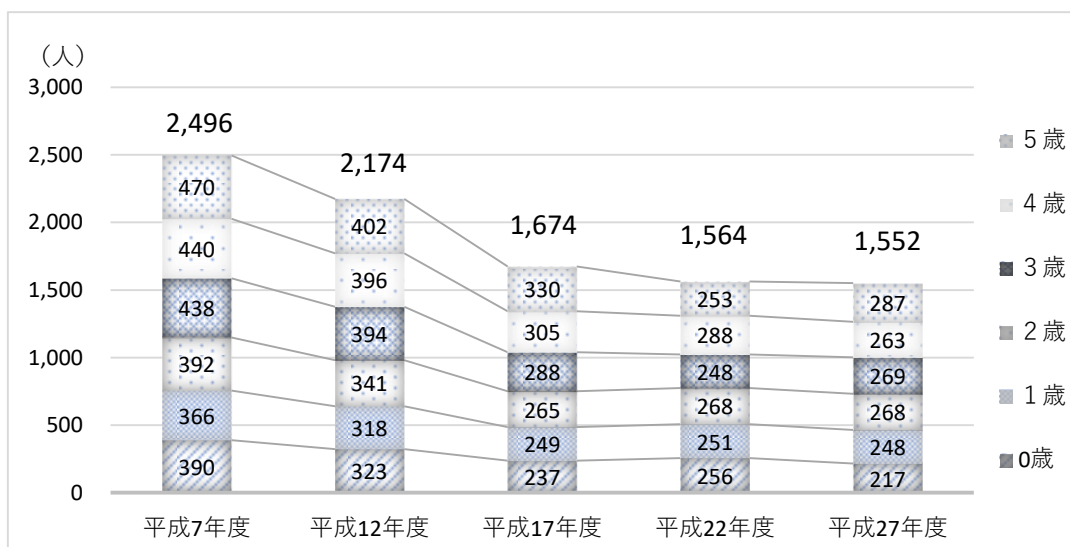
【図表：総人口に占める 0-11 歳人口の推移と割合（国勢調査）】



②0歳～5歳の年齢別就学前児童数の推移

平成 7 年以降、0-5 歳人口では、各年齢階級において減少傾向がみられます。

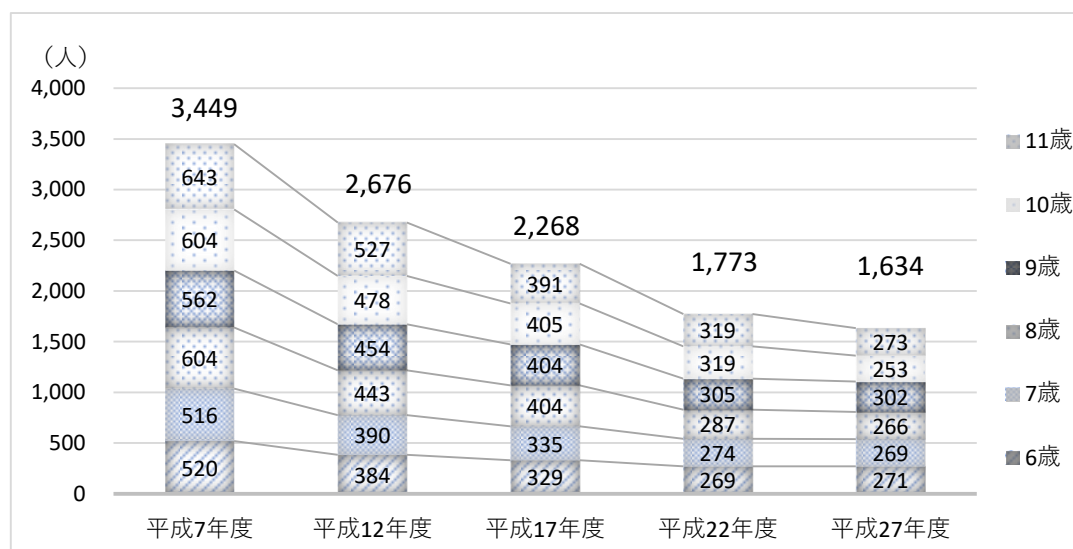
【図表：0-5 歳人口の推移（国勢調査）】



③ 6歳～11歳の年齢別就学児童数の推移

平成2年以降、6-11歳人口では各年齢階級において減少傾向がみられます。

【図表：6-11歳人口の推移（国勢調査）】

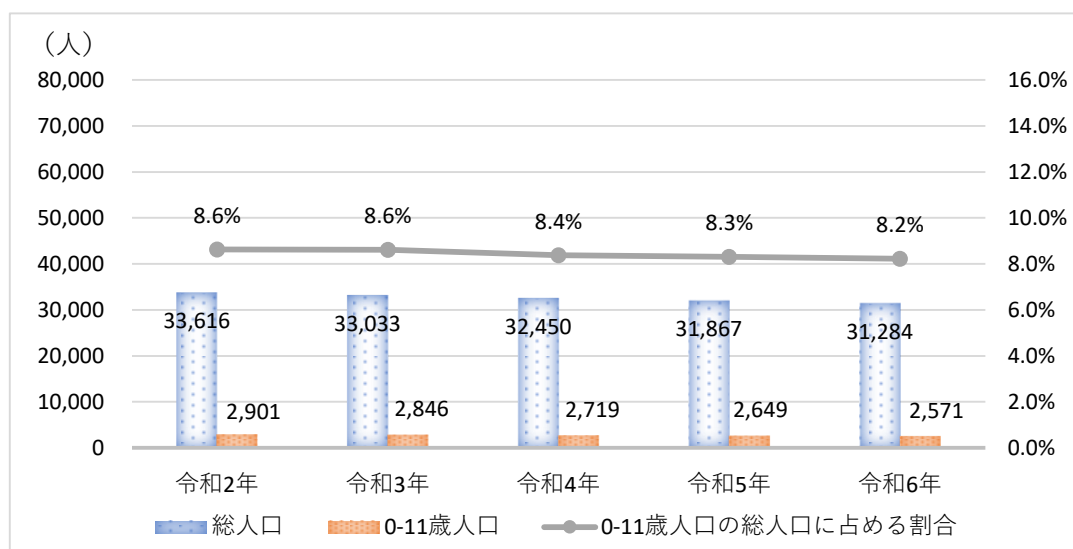


(2) 人口の推計

① 総人口に占める子どもの人口

令和2年以降、総人口に占める0-11歳人口は減少を続けることが見込まれます。

【図表：総人口に占める0-11歳人口の推計】

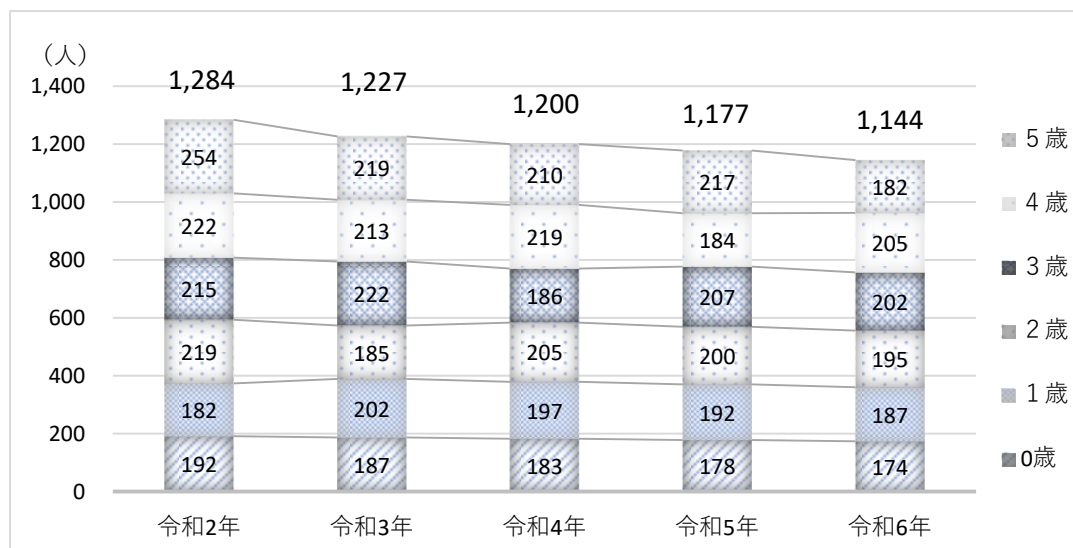


※国勢調査（平成7年～平成27年の実績人口）を基にコーホート変化率法を用いて算出。

② 0－5歳の年齢階級別人口の推移

0－5歳人口の推計をみると、令和2年で1,300人を下回り、計画最終年度にあたる令和6年では令和2年から140人減少して1,144人になることが見込まれます。

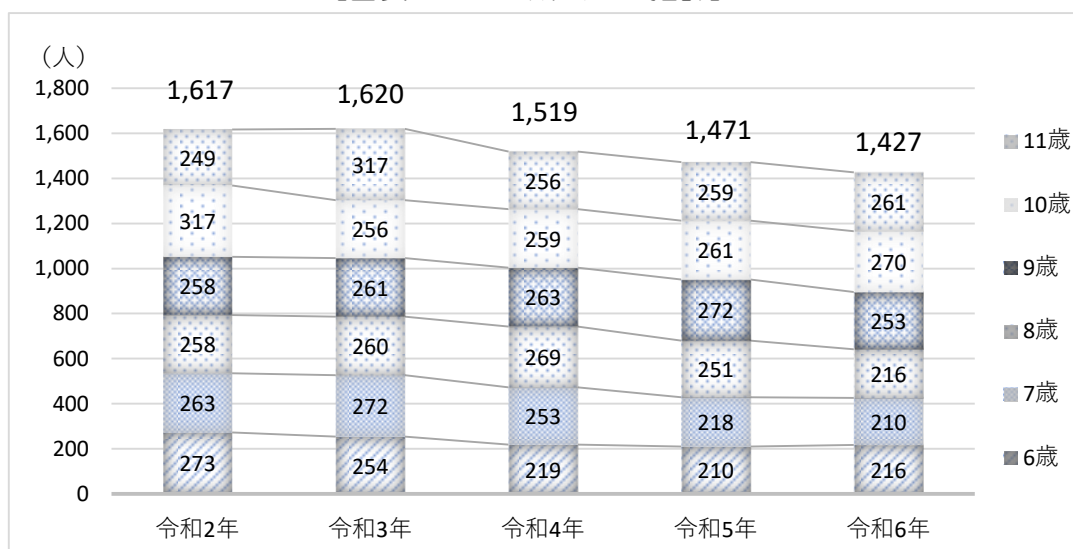
【図表：0－5歳人口の推計】



③ 6歳～11歳の年齢別人口の推移

6－11歳人口の推計をみると、令和2年で1,617人となり、計画最終年度にあたる令和6年では、令和2年から190人減少して1,427人になることが見込まれます。

【図表：6－11歳人口の推計】

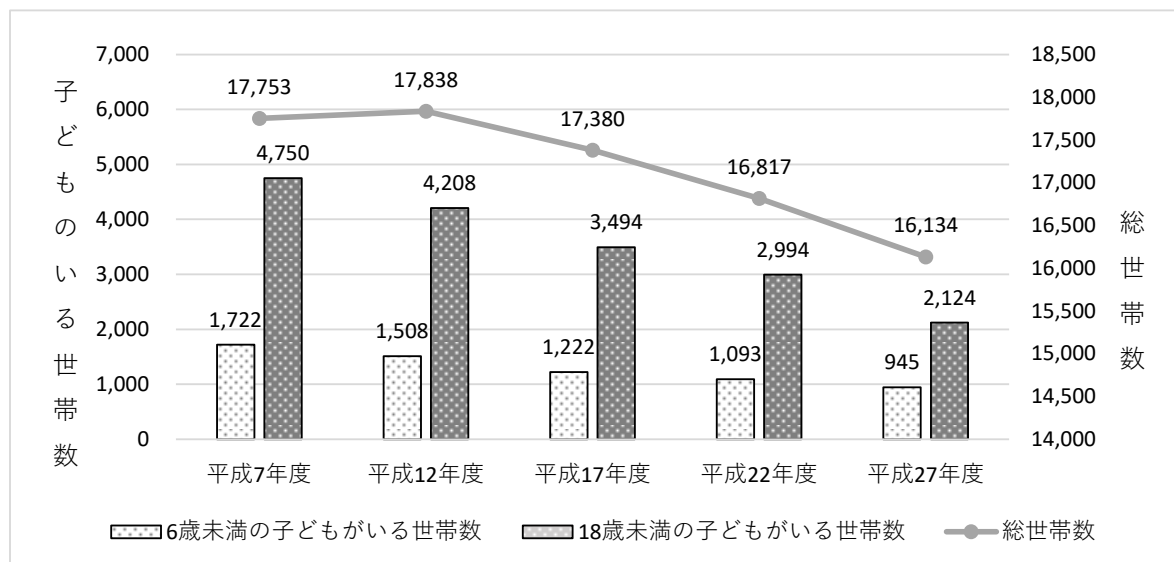


(3) 世帯

①子どものいる世帯の推移

子どものいる世帯の推移をみると、総世帯数、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯ともに減少しています。

【図表：子どものいる世帯の推移（国勢調査）】

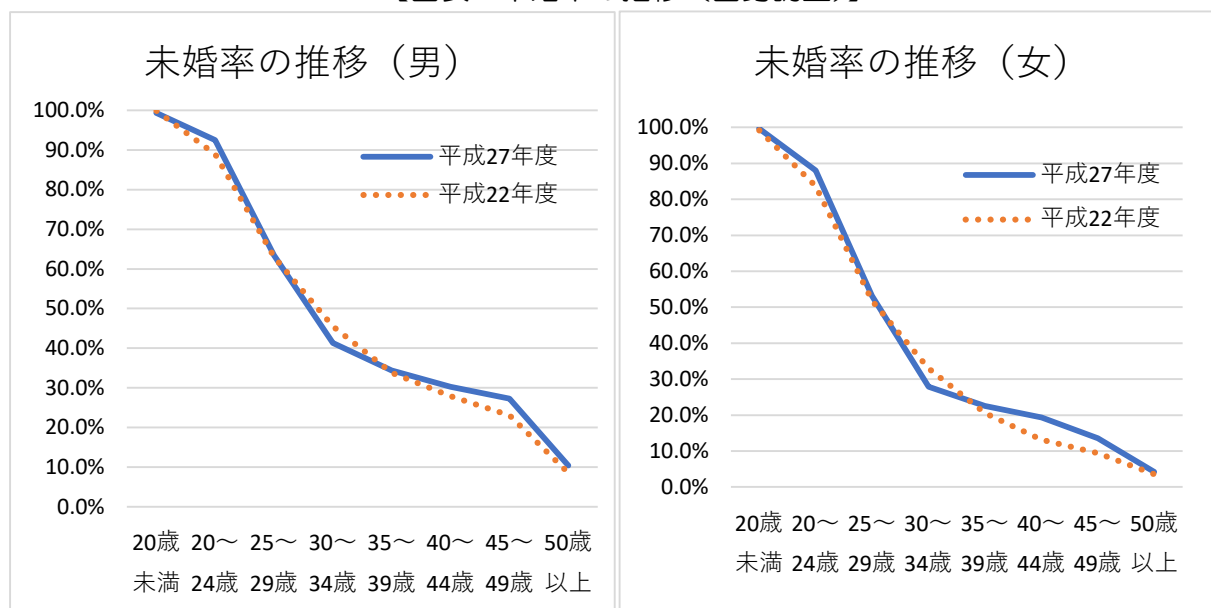


(4) 結婚・出産等

①男性の未婚率の推移

男女の未婚率の推移について国勢調査の平成 22 年と平成 27 年を比較すると、男女ともに 35 代以上の未婚率が上昇しています。

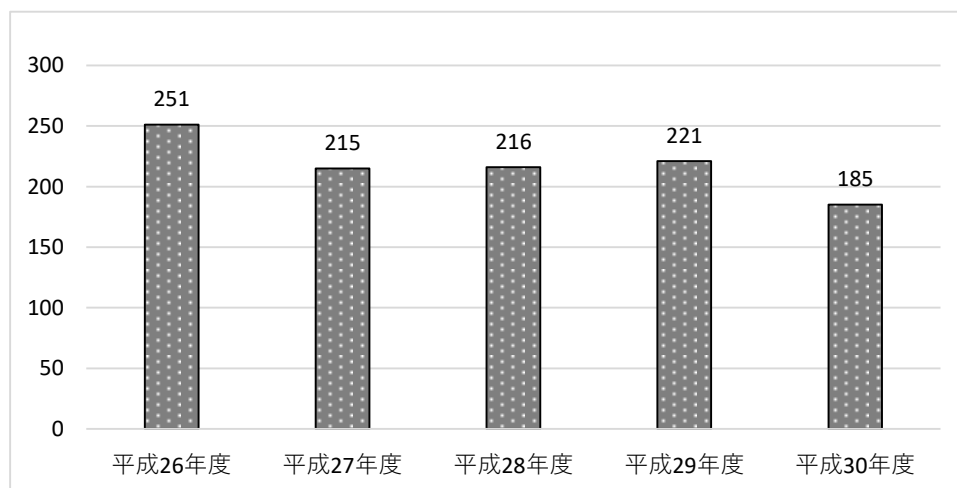
【図表：未婚率の推移（国勢調査）】



②出生数の推移

出生数は、年度によって増減はあるものの、平成 26 年以降は減少傾向にあり、平成 30 年度では 185 人となっています。

【図表：出生数の推移（住民基本台帳）】

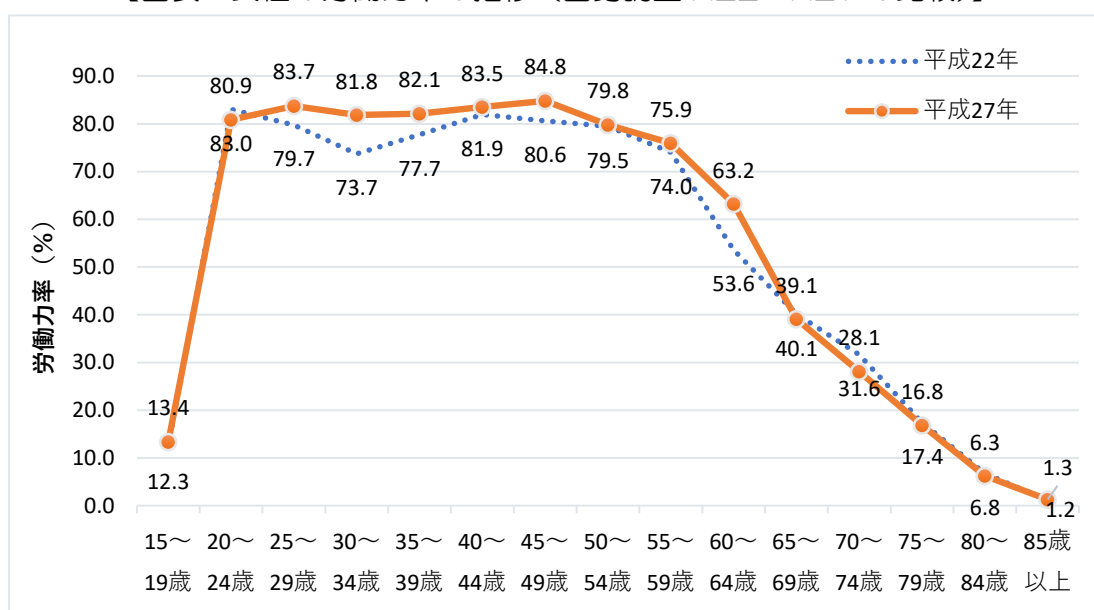


(5) 就業の状況

①女性の労働力率の推移（国勢調査 H22・H27 の比較）

平成 27 年の女性の労働力率は、「45～49 歳」(84.8%)、「25～29 歳」(83.7%)、「40～44 歳」(83.5%) の順で高くなっており、「30～34 歳」(81.8%)、「35～39 歳」(82.1%) と、出産・子育て世代の労働力率が若干低くなっていますが、いわゆるM字カーブを描くまでに至っていません。平成 22 年と比較すると、平成 27 年の女性の労働力率は上昇しています。

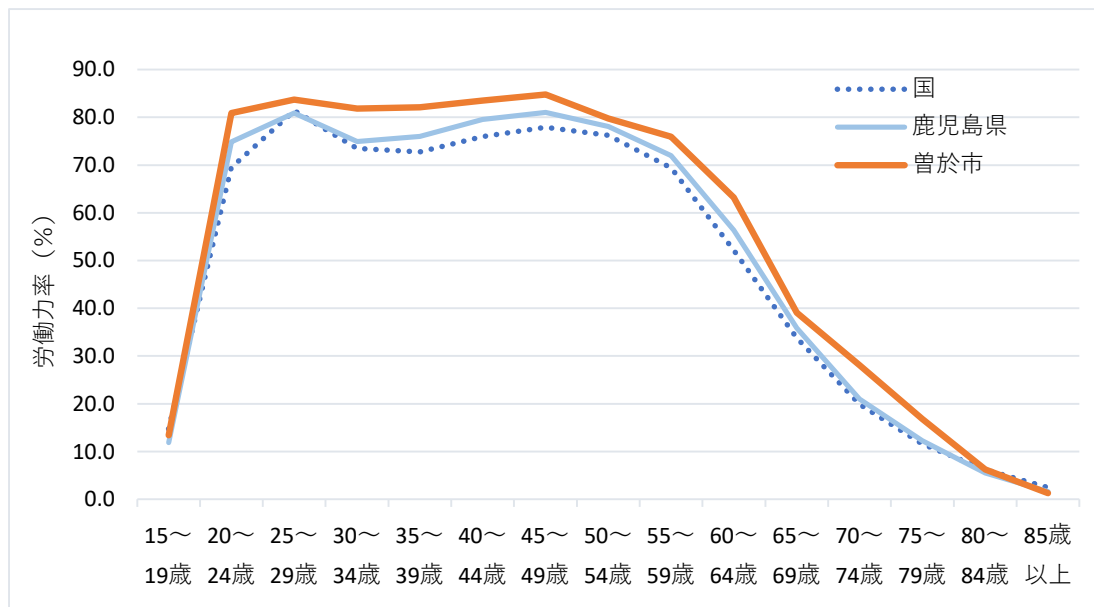
【図表：女性の労働力率の推移（国勢調査 H22・H27 の比較）】



②女性の労働力率の推移（国勢調査 H27 国・県との比較）

女性の労働力率を国や県と比較すると、概ね国や県と同じ傾向となっていますが、本市の女性の労働力率は、国や県を上回っています。

【図表：女性の労働力率の推移（国勢調査 H22・H27 の比較）】

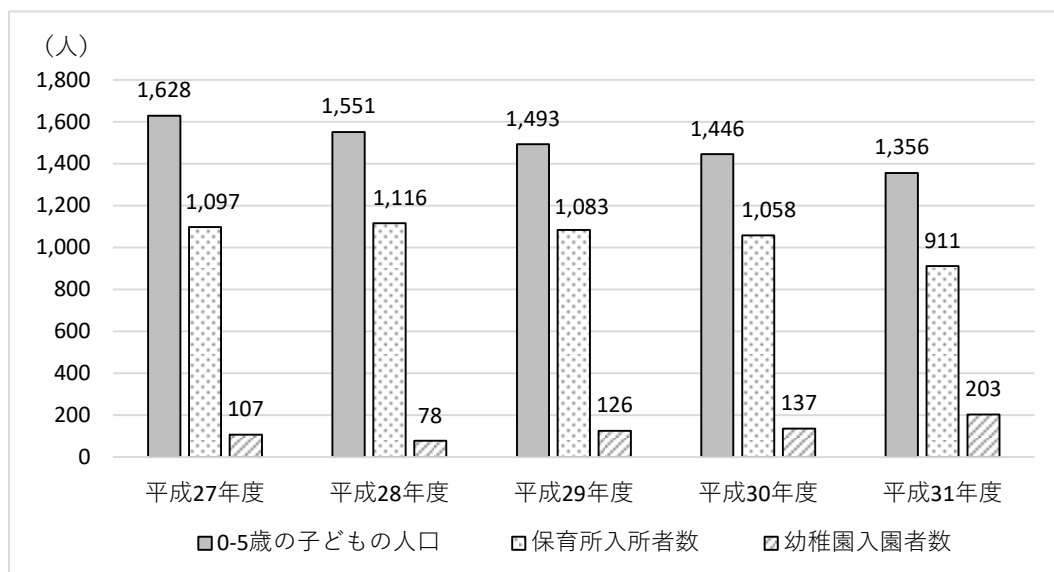


2 曾於市の保育所等の状況

(1) 0-5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移

0-5歳の子どもの人口は減少傾向にありますが、保育所への入所者数及び幼稚園の入園者数の合計は横ばい傾向となっています。

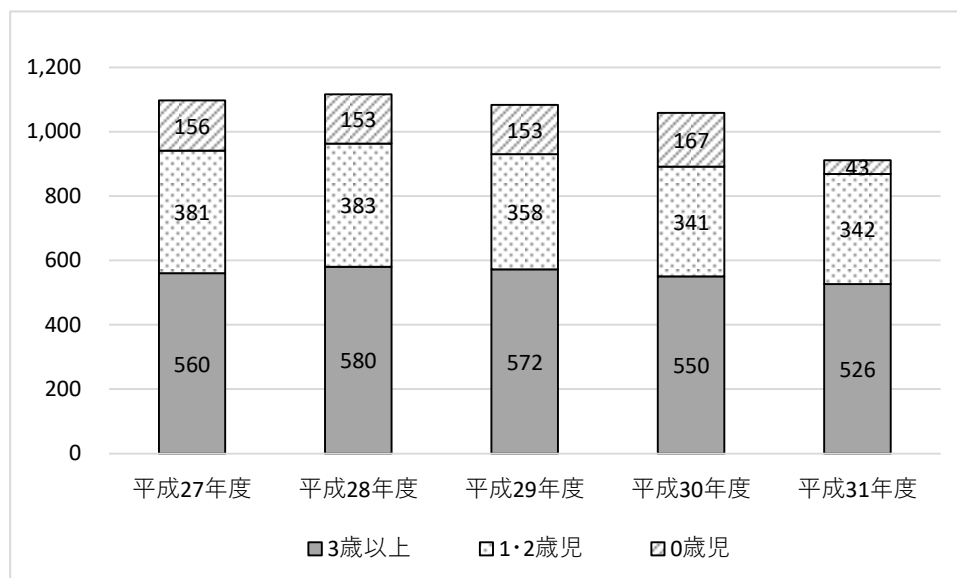
【図表：0-5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移】



(2) 年齢ごとの保育所入所者数の推移

年齢ごとの保育所入所者数の推移については、1・2歳児、3歳以上児の入所者数が年々減少傾向にありますが、0歳児については、若干の増加傾向となっています。

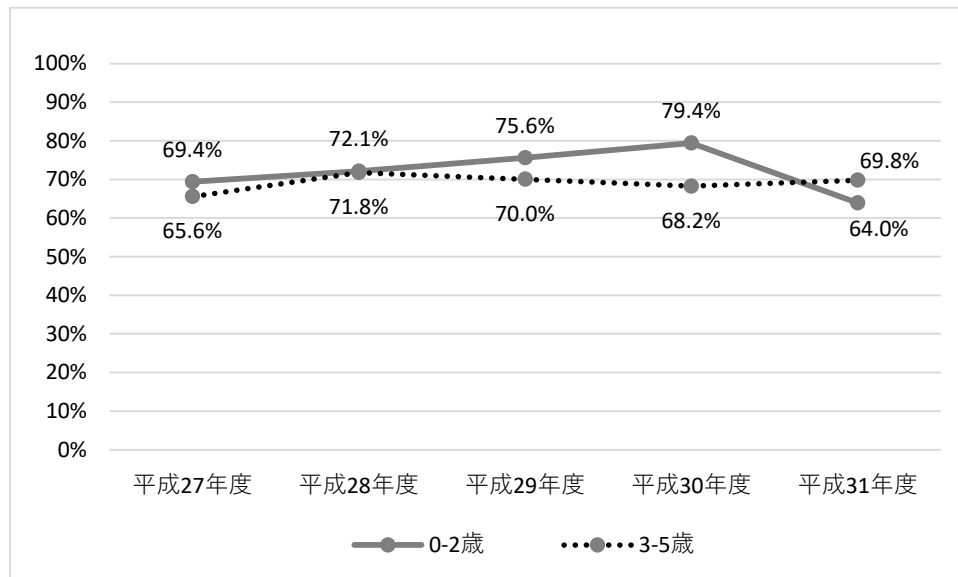
【図表：年齢ごとの保育所入所者数の推移】



(3) 0-2 歳、3-5 歳ごとの各人口における保育所入所率の推移

保育所への入所率については、0-2 歳及び 3-5 歳ともに増加傾向にあります。

【図表：0-2 歳、3-5 歳ごとの各人口における保育所入所率の推移】



3 ニーズ調査の結果と分析

(1) 調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援法第 77 条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、市民の方の子育てに関する生活実態や要望・意見等を把握することを目的に実施しました。

(2) 実施概要

①調査時期 : 平成31年3月に実施

②調査の種類及び調査対象

調査は「就学前児童調査」と「就学児童調査」の2種類の調査を実施した。

- 「就学前児童調査」は曾於市在住の就学前児童(0～5歳)の保護者を対象として実施した。
- 「就学児童調査」は曾於市在住の就学児童(6歳以上)の保護者を対象として調査した。

③調査方法

「就学前児童調査」は、保育園・認定こども園・幼稚園を通しての配布回収及び一部郵送による配布回収、「就学児童調査」は、小学校を通しての配布回収にて調査を行った。

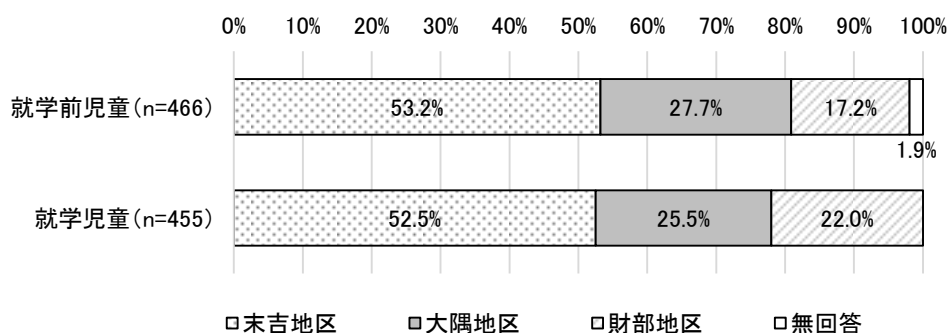
④回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童	653 件	466 件	71.4%
就学児童	601 件	455 件	75.7%

(3) 結果概要

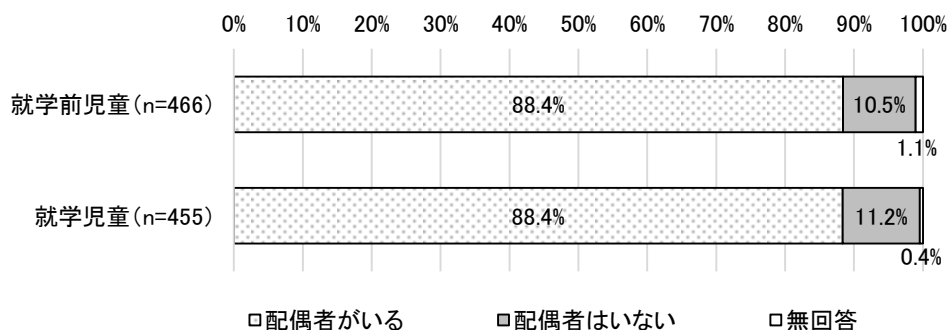
①居住地域〈単数回答〉

就学前児童では、「末吉地区」が 52.5%、「大隅地区」が 25.5%、「財部地区」が 22.0%となっています。また、就学児童では、「末吉地区」が 53.2%、「大隅地区」が 27.7%、「財部地区」が 17.2%となっています。



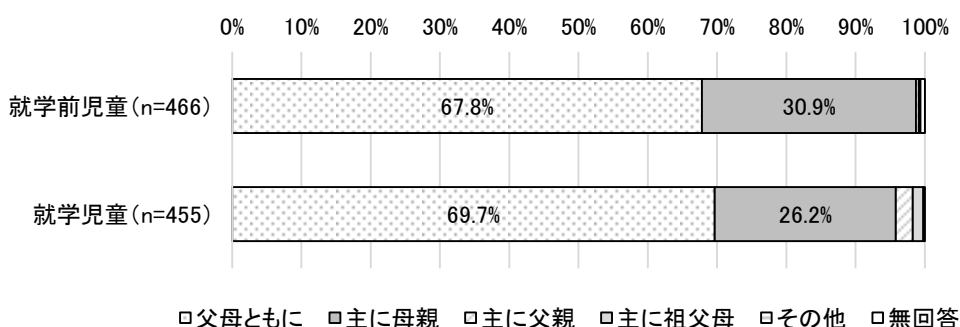
②回答者の配偶関係〈単数回答〉

就学前児童では、「配偶者がいる」が88.4%、「配偶者がいない」が10.5%となっています。また、就学児童では、「配偶者がいる」が88.4%、「配偶者がいない」が11.2%となっています。



③子育てを主に行っている方〈単数回答〉

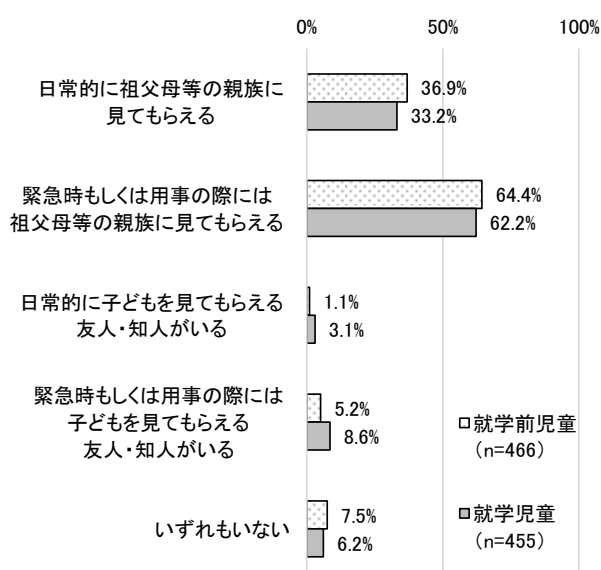
就学前児童では、「父母ともに」とする割合が67.8%で最も高く、次いで「母親」が30.9%となっています。また、就学児童では、「父母ともに」とする割合が69.7%で最も高く、次いで「母親」が26.2%となっています。



④普段子どもをみてもらえる親族・知人の状況〈複数回答〉

未就学児童では、「緊急時・用事の際に祖父母等親族にみてもらえる」とする割合が70.9%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等親族にみてもらえる」が29.6%となっています。

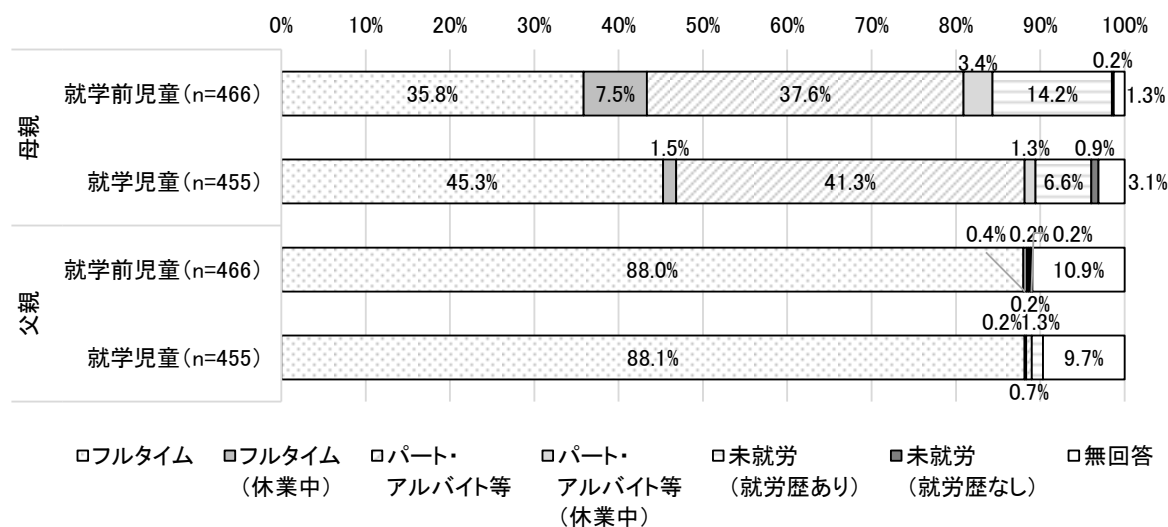
また、就学児童では、「緊急時・用事の際に祖父母等親族にみてもらえる」とする割合が61.1%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等親族にみてもらえる」が29.6%となっています。



⑤保護者の就労状況〈単数回答〉

【母親】についてみると、未就学児及び就学児ともに「フルタイム」、「パート・アルバイト」とする割合が最も高く、次いで「未就労（就労歴あり）」の割合が高くなっています。

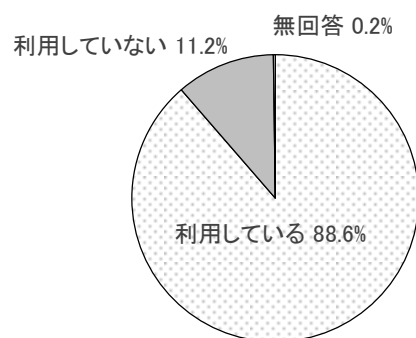
また、【父親】についてみると、未就学児及び就学児ともに「フルタイム」とする割合が約9割となっています。



⑥現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無〈単数回答〉

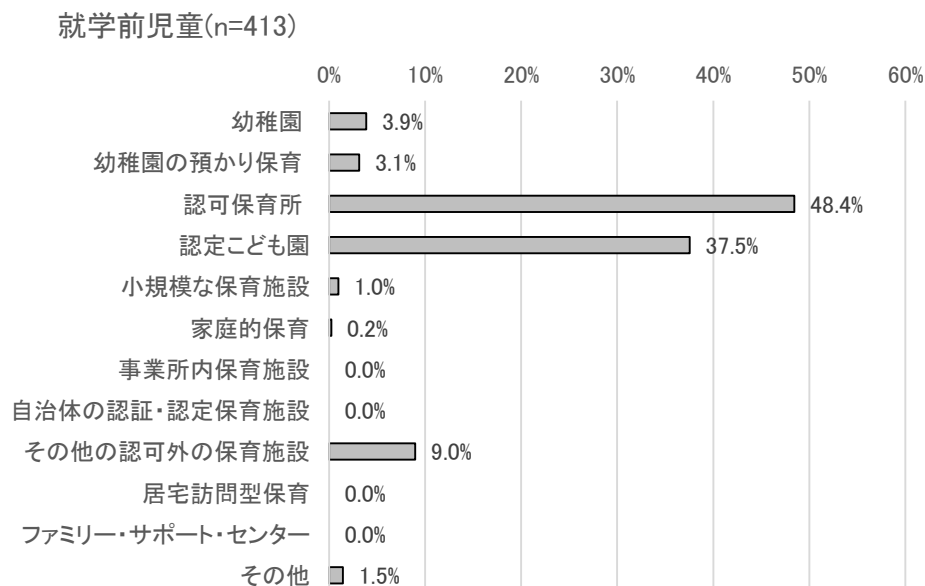
「利用している」が 88.6%、
「利用していない」が 11.2%と
なっています。（就学前児童保護者のみ）

【就学前児童 (n=466)】



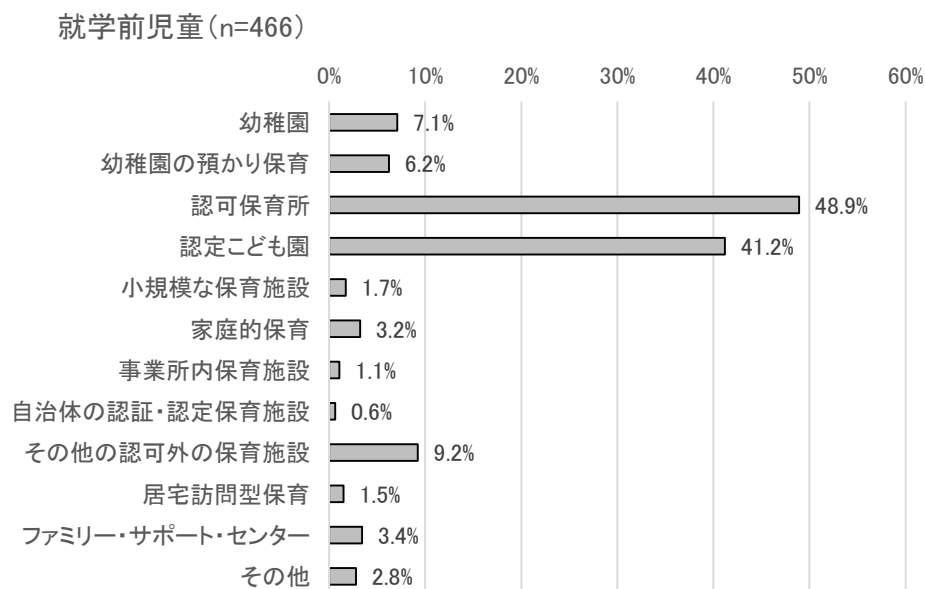
⑦平日に利用している教育・保育事業〈複数回答〉

「認可保育所」とする割合が48.4%で最も高く、次いで「認定こども園」が37.5%、「その他の認可外の保育施設」が9.0%、「幼稚園」が3.9%、「幼稚園の預かり保育」が3.1%などとなっています。



⑧今後、平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業〈複数回答〉

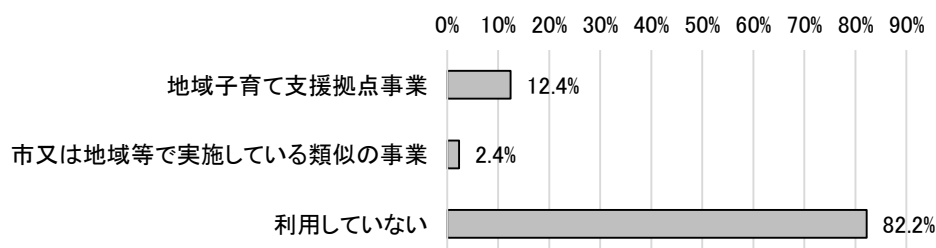
「認可保育所」とする割合が48.9%で最も高く、次いで「認定こども園」が41.2%、「その他の認可外の保育施設」が9.2%、「幼稚園」が7.1%、「幼稚園の預かり保育」が6.2%などとなっています。



⑨地域子育て支援拠点事業の利用状況<複数回答>

宛名のお子さんの地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「利用していない」が 82.2%と最も多く、次いで「地域子育て支援拠点事業（曾於市子育て支援センター）」が 12.4%、「市又は地域等で実施している類似の事業」が 2.4%となっています。

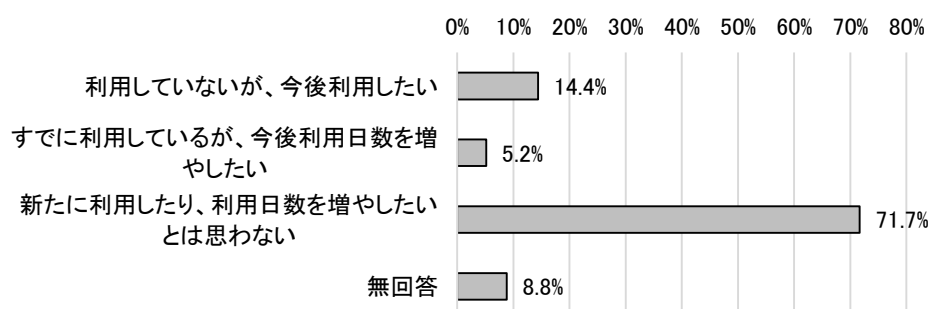
就学前児童(n=466)



⑩地域子育て支援拠点事業に関する今後の利用希望<単数回答>

地域子育て支援拠点事業の利用希望については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 71.7%と最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が 14.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 5.2%となっています。

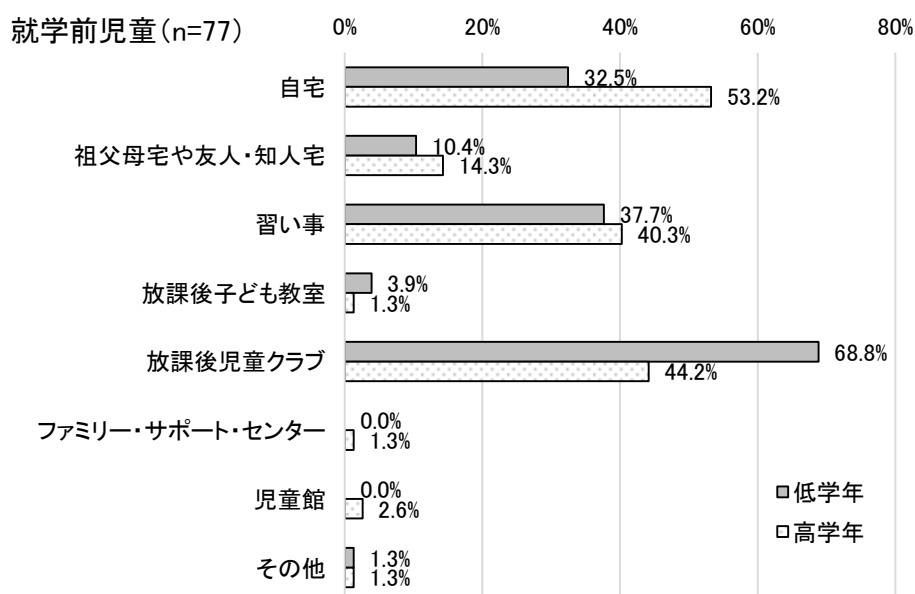
就学前児童(n=466)



⑪小学校就学後の放課後の過ごし方<複数回答>

小学校低学年（１～３年生）のうち放課後を過ごさせたい場所については、「放課後児童クラブ」が68.8%と最も多く、次いで「習い事」が37.7%、「自宅」が32.5%となっています。

小学校高学年（４～６年生）のうち放課後を過ごさせたい場所については、「自宅」が53.2%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が44.2%、「習い事」が40.3%となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 めざす姿

核家族化や就業する女性の増加、地域連帯の希薄化などにより、家庭や地域において子どもを養育する機能の低下が懸念されています。また、少子化に伴い子ども同士のふれあいの機会も減少しています。こうした環境の変化は、子どもの健やかな成長に大きな影響を与えると推測されます。

さらに、家庭や地域社会における子育ての孤立化、価値観の多様化が進み、個人の生き方も複雑化しており、子育てに意義を感じ、子どもを生み育てたいと思う気持ちをだれもが率直に持つことは難しくなっています。

このような状況の中、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識の下に、行政のみならず、家庭や地域、関係機関・団体、職場など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会全体が子育てについて理解を深め、子どもを未来の希望と捉えることが肝要です。

本計画では、これまでの事業計画で目指してきた「社会全体で取り組む子育て支援」の方向性を継承し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施を図り、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を図るため、次の基本理念を定めます。

2 基本理念

**「自然と文化を活かし、心豊かで健やかな
子どもの成長を地域で支えるまちづくり」**

心身ともに健全な子どもとして育つため、そして心豊かな人間性をもった次代の親として育つためには、子どもだけでなく、親や家族も共に育っていけるような環境の整備が必要です。また、輝かしい次代を担う子どもを育てるためには、地域の果たす役割も大きいという認識が重要です。

このことから、第1期子ども・子育て支援事業計画では「自然と文化を活かし、心豊かで健やかな子どもの成長を地域で支えるまちづくり」を基本理念として、親と子がすこやかに暮らすことのできる社会を目指してきました。

この基本理念は、本市における子どもの育ちや子育てを支援・応援する上で普遍的なものであるため、今回策定する「第2期子ども・子育て支援事業計画」においてもその内容を継承していきます。

3 基本方針

今後の子ども・子育て支援の推進にあたっては、教育・福祉分野をはじめ、保健、労働などの子どもと家庭にかかわる関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取り組みが求められます。

本計画では、基本理念を実現するために次の9つの基本方針を設定し、総合的に施策を推進します。

(1) 幼児期の学校教育・保育の充実

少子高齢化や核家族化の進行等に加え、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化しています。このような状況に対応するため、安心して子どもを預けることのできる認定こども園・幼稚園・保育所の教育・保育施設の充実に加えて、小規模保育や家庭的保育など、さまざまな保育事業も拡充し、教育・保育の質を確保した上で、子どもの受け皿の整備を図ります。

【施策の方向性】

- ①質の高い教育・保育の充実
- ②多様なニーズに応じた保育サービスの充実
- ③総合的な放課後児童対策

(2) 地域における子育ての支援

従来の幼稚園、認定こども園、保育所等に子どもを預けている保護者だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」、「ファミリー・サポート・センター」など、地域の様々な子育て支援の充実を図ります。

【施策の方向性】

- ①地域における子育て支援サービスの充実
- ②家庭と子どもたちを応援する地域づくり
- ③親同士が交流できる機会の充実

(3) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

子どもの健やかな心身の確保は、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援によって達成されます。また、社会環境が大きく変化する中、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを関連分野や関係団体と連携して推進します。

【施策の方向性】

- ①妊娠期・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- ②子育ての相談や適切な情報提供
- ③学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

これからの社会を担う、人間性豊かな人材の育成が求められています。そのため、“生きる喜びが実感できる人づくり”のため、子どもが夢や希望をもって学ぶことができる教育環境の整備を推進します。また、家庭の教育力を高めるため、保護者が学習する機会の提供に努めます。

【施策の方向性】

- ①次代の親の育成
- ②「生きる力」を育む教育の推進
- ③家庭や地域の教育力の向上
- ④青少年の健全育成の推進

(5) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境、教育環境、建築物等の整備や防犯に考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。安心して子育てができるまちづくりを推進し、すべての人々が地域社会において、健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう、生活環境の整備を進めます。

【施策の方向性】

- ①良質な住宅の提供
- ②安心して外出できる環境の整備

(6) 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

女性の社会進出が増加するとともに、人々の働き方も多様化しています。事業主の理解と協力のもと、職場における仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境の整備を図り、父親と母親が協力して子育てを行い、子育ての楽しさと難しさを両者が共有できるよう、男性も育児に参加しやすい環境づくり及び意識啓発を推進します。

【施策の方向性】

- ①仕事と子育ての両立支援
- ②子育て家庭への就労支援の促進

(7) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには、警察をはじめとする関係機関・団体や地域と一体となって協力し、安全体制・防犯体制を整備する必要があります。地域の実情に即し、子どもの視点に立った交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進するとともに、交通事故や犯罪等の防止に配慮したまちづくりを推進します。

【施策の方向性】

- ①安全な道路交通環境の整備
- ②子どもを犯罪等からの被害から守るための活動の推進

(8) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

児童虐待の発生予防、被害児童の保護・支援のため、職員の資質の向上、より迅速・的確な対応、本市のみならず県や関係機関との連携の強化等を図ります。また、ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど子育ての悩みや経済的な負担感がみられ、子育てに関する情報や支援が必要であり、障害のある子どもについては、障害の程度に関わらず、共に成長できるような配慮が必要です。

これら特に専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取組を推進します。

【施策の方向性】

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②障害児施策の充実
- ③ひとり親家庭の自立支援

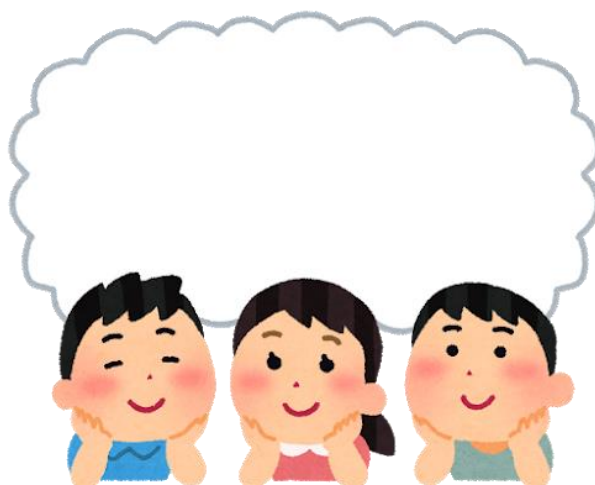
(9) 経済的な支援の推進

妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は教育、保育、医療等多分野にわたっており、子育てに関する経済支援は、ニーズが多い分野の一つです。特に、ひとり親家庭や障害のある子どもがいる家庭などは、経済支援をより必要としています。

このような状況を踏まえ、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的とする各種支援を推進します。

【施策の方向性】

- ①幼児期の教育・保育に係る経済的負担の軽減
- ②子どもの貧困対策



第4章 施策の展開

1 幼児期の学校教育・保育の充実

(1) 質の高い教育・保育の充実

- 安全・安心で質の高い教育・保育環境を整備し、地域の実情に応じた多様な教育・保育需要に対応するため、教育・保育の担い手となる保育人材の確保、保育士の業務負担の軽減などに必要な措置の総合的な促進を図ります。
- 市内の幼稚園、保育所、認定こども園等の職員が子どもの健やかな育ちを支援できるよう、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等の個別相談会を継続して実施し、人材育成と関係機関の連携に努めます。
- 幼稚園教諭、保育士等が、発達の気になる子どもについての知識や理解を深め、集団生活の中での支援方法などの専門的知識を深めるための研修会を充実させます。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）	書類作成等の業務について、ICT化推進のための保育業務支援システムの導入に必要な経費の一部を補助することにより、保育士の業務負担を軽減します。	福祉事務所
2	保育所等増改築等事業	保育需要に対応するため、地域の状況を勘案するとともに、保育所等の要請に対応しながら、定員の見直しを検討するとともに、老朽化した施設の増改築を計画的に進め、保育環境の整備に努めます。	福祉事務所
3	保育所等における事故防止推進事業	ビデオカメラの設置に必要な経費の一部を補助することにより、事故防止や事故後の検証の体制強化を図ります。	福祉事務所
4	幼保小連絡会	学校毎に開催される個別相談会など、一人ひとりの児童に応じた支援を推進するための連携を図ります。	福祉事務所 学校教育課

(2) 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

- 出産後も働きたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、保護者のニーズを踏まえ、延長保育や休日保育、一時預かりなどのサービス基盤の確保を進めるとともに、適切なサービス提供に努めます。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	低年齢児保育の充実	共働き家庭の増加等に伴う保育所等への入所希望の増大に対応していくため、現在行っている低年齢児保育の定数拡大に向けた取り組みを進めるとともに、家庭的保育等、身近なサービスの充実に努めます。	福祉事務所
2	延長保育事業の充実	保護者の就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、保育所等の開設時間延長等を図る等、夜間の保育サービスを充実します。	福祉事務所
3	休日保育事業の実施	保護者の就労形態の多様化による日曜・祝日の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。	福祉事務所
4	障害児保育事業の充実	障害のある児童等の保育と福祉の増進を図るため、保護者の就労状況等に応じた保育の環境整備を行うとともに、保育所入所の弾力的な対応について検討します。	福祉事務所
5	一時預かり事業の充実	緊急時や短期間の就労などの理由によって一時的に保育が必要な保護者のニーズに対応するため、保育所等における一時預かり事業の拡大に努めます。	福祉事務所
6	病児・病後児保育事業の推進	保育所等に通う子どもで、病気の回復期だが集団保育が困難な場合に対応するため、保育所等における病児保育（病後児対応型）の取り組みを進めます。	福祉事務所
7	子育て短期支援事業の充実	宿泊を伴う預かり等のニーズに対応するため、ショートステイ事業を実施します。	福祉事務所
8	ファミリー・サポート・センター事業の推進	乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との連絡及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業です。ファミリー・サポート・センターの充実に向けて、会員の拡充や会員活動への支援、活動内容の多様化に努めます。	福祉事務所
9	幼稚園預かり保育事業の実施	教育認定の幼児を教育時間の前後又は長期休業日等に幼稚園等に一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備します。	福祉事務所

(3) 総合的な放課後児童対策

- 放課後児童クラブに対するニーズは増加傾向にあり、こうしたニーズに対応したサービス提供ができるよう、小学校の余裕教室の活用等を検討しつつ、市の教育部門と福祉部門が連携して推進します。
- 新・放課後子ども総合プラン（※）の推進など、より一層教育・福祉の連携のもと、総合的な放課後児童対策のあり方について検討・実施します。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るもの。	福祉事務所
2	指導員の資質向上	個々の児童の個性や状況に応じた適切な指導ができるように、研修等を充実し、指導員の資質向上を図ります。	福祉事務所
3	新・放課後子ども総合プランの推進 （P.62参照）	教育・福祉のより一層の連携のもと、学校や放課後子ども教室と連携及び調整を図りながら、放課後児童対策の内容の充実と、子どもの安全な居場所づくりを推進します。	福祉事務所

※ 新・放課後子ども総合プラン：すべての小学生児童の放課後における安心・安全な居場所を確保するため、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の計画的な整備等を進めるものです。



2 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

- 地域子育て支援拠点の機能を充実させ、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ります。
- 地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、ファミリー・サポート・センターの活動内容の充実に向けた取り組みをはじめ、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	子育て支援センター事業	就学前の子どもとその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行う事業です。 講演会・研修会などの開催により、子育てに関する学習の場の提供や育児不安についての相談指導を実施し、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。	福祉事務所
2	ファミリー・サポート・センター事業	乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との連絡及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業です。ファミリー・サポート・センターの充実に向けて、今後もさらなる会員の拡充や会員活動への支援、活動内容の多様化に努めます。	福祉事務所
3	ホームページ・広報紙等による情報発信	子育てサービス等の状況について、ホームページ、広報紙等による情報提供を行います。	福祉事務所 企画課

(2) 家庭と子どもたちを応援する地域づくり

- 子育てサービス等の質の向上や地域全体で支え合う体制を構築するために、子育て支援サービスのネットワーク形成を促進するとともに、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築くことができるよう、地域で子どもを育てる力の向上を図ります。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	地域福祉及び子ども・子育て支援についての市民啓発	地域ぐるみで子どもを育てる風土づくりに努めるとともに、地域福祉や子ども・子育て支援の推進について、その理念や取り組みなどを広く市民に周知するため、パンフレット配布や講座開催などによる啓発を進めます。	福祉事務所

NO.	事業名	事業概要	担当課
2	ボランティアの育成	指導力を発揮できる活動リーダーや意欲をもって活動に参加する市民など、地域に存在する人材の有効活用を図るために、子育て支援ボランティアの育成に取り組みます。 また、隣近所の人々による地域ぐるみで子育てを促進するために、声かけや見守り等の活動を支援します。	福祉事務所
3	民生児童委員の活動に対する支援	民生児童委員による相談や子育て支援活動の充実のため、民生児童委員に対して研修機会や情報を提供するとともに、民生児童委員の子育て支援活動の周知に努めます。	福祉事務所
4	各種団体への研修などの支援	地域ぐるみでの子育てを支援するため、地域活動の担い手である自治会等や青少年健全育成協議会など、各種団体への研修などを支援します。	福祉事務所
5	子育てサークルやNPO等による子育て支援事業の支援	子育てサークルやNPOなどの市民団体自らが主体となって、積極的に子育て支援活動を行えるよう、交流事業などの事業委託や活動支援を進め、広報・周知にも努めます。	福祉事務所

(3) 親同士が交流できる機会の充実

- 子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するために、子育てサークルを支援するとともに、子育てサークルに属していない家庭も気軽に参加し、日常的に交流ができるような環境づくりに努めます。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	子育てサークルの育成及びネットワーク化	子育て家庭の仲間づくりを促す子育てサークルについて、活動拠点の確保や周知など、サークル活動を行う上での課題を解消し、サークル数の増加に努めます。 また、子育てサークルのネットワーク化を図り、各サークル間の情報交換等、活動の活性化、充実に向けた取り組みを進めます。	福祉事務所

3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

(1) 妊娠期・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

- 母親が安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えることができるよう、母子健康手帳の交付・活用をはじめ、相談や情報交換できる機会の拡充、父親をはじめとした市民への啓発の推進、個別訪問などの各種母子保健施策の推進などを図ります。
- 子どもの健やかな発達・発育を支援するため、乳幼児健診や予防接種、健康教室や幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点などを通じた食育、個別相談などの各種事業を推進します。
- 医療体制の確立や充実が求められているなか、保健所との連携をはじめ、救急医療体制や夜間診療の充実、休日診療の運営など、子どもが安心して地域で育つことができるよう、医療体制の充実を図ります。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	母子健康手帳の交付・活用	妊婦との最初の出会いである母子健康手帳交付の機会を有効に活用し、父母ともに子育てをするという意識の醸成と、妊娠期の保健施策の内容・活用の方法の啓発、保健師による面談、支援プランの作成などを継続して実施します。	保健課
2	妊婦・乳児・産婦健康診査の助成	妊婦健康診査（14回分）、新生児聴覚検査・産婦健康診査（2回分）及び乳児（3～5か月児・9～11か月児）健康診査の費用を助成し、健康管理を行うとともに、経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう支援します。	保健課
3	個別訪問等による支援	ハイリスク妊婦・産婦・新生児等への訪問指導事業を充実させ、きめ細かい指導・助言をめざします。	保健課
4	ハイリスク妊婦等への支援の充実	妊婦が悩みや不安を相談できるよう、電話や窓口、面接等相談体制の充実に努めるとともに、安心して出産を迎えることができるよう支援を行います。	保健課
5	妊婦への食育の推進	妊婦の健康と胎児の健やかな発育を図るため、母子健康手帳交付時や個別相談などを通じて、栄養のバランスの大切さなどを指導する食育を推進します。	保健課
6	不妊治療等への支援	不妊治療について、医療費助成等によって支援します。	保健課
7	産後の母親等への支援	産後に家族等の援助が受けられず支援を必要とする母子に対し、産後ケア事業等により心身のケアや育児サポートを行います。	保健課

NO.	事業名	事業概要	担当課
8	乳幼児健診の充実	子どもの発達段階に応じた乳幼児健診及び歯科健診について、今後も受診を促すとともに、一層の充実を図ります。	保健課
9	健診後のフォローの充実	保健所、医療機関、療育機関等との連携や発達相談、養育支援教室、個別訪問、個別相談等によって健診後のフォローをきめ細かに進めます。	保健課
10	予防接種の推進	予防接種事業を啓発し、接種率向上に努めます。	保健課
11	乳幼児への食育の推進	乳幼児の健康の増進を図るため、健康教室や幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点などを通じて、保護者や子ども自身へ、栄養のバランスを考え規則正しく食べることの大切さについての意識を高める食育を推進します。	保健課
12	個別相談の充実	保健師、栄養士、臨床心理士、看護師、歯科衛生士などが専門的立場で発育・発達・子育て等についての適切なアドバイスを行う個別相談及び定期的面談の充実を図ります。	保健課
13	個別訪問の充実	乳児家庭全戸訪問をはじめ、乳幼児健診の未受診児や要支援児等に対し、保護者のニーズを踏まえた個別訪問を充実させます。	保健課
14	子育て世代包括支援センターの整備	令和2年度に子育て世代包括支援センターを設置し、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的な提供を推進します。	福祉事務所 保健課
15	志布志保健所との連携	経過観察や支援が必要な乳幼児へのフォロー、思春期の子どもや親への保健指導や不妊相談・助成等について、志布志保健所との連携を一層強化します。	保健課
16	救急医療体制の充実	医師会、大隅曾於地区消防組合との協議・調整に努め、救急医療体制の充実を図ります。	保健課
17	夜間診療の充実	医師会との協議・調整等に努め、夜間急病センターを引き続き運営します。	保健課
18	休日診療の運営	医師会との協力体制のもと、休日の在宅当番制を引き続き実施します。	保健課

(2) 子育ての相談や適切な情報提供

- 子育ての孤立化や育児不安の軽減を図るため、窓口や広報紙、パンフレット、インターネットなどを活用して各種子育て支援サービスに関する情報を総合的に提供するとともに、市民活動に関する情報収集と広報への支援などを行います。
- 子育てに関して不安なことや困ったことなどを気軽に話したり、身近に相談することができるよう、地域子育て支援拠点をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園等での子育て相談、メールを活用した子育て相談などを充実させ、ケースやニーズに合わせて相談に応じることができる多様な相談窓口の設置に努めます。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	子育て支援サービスの情報提供	市内及び近隣市町などにおいて利用できるさまざまな子育て支援サービスに関する情報を、窓口や広報紙、パンフレット、インターネット、SNS等によって提供します。また、乳幼児健診や健康教室、子育て学習機会、学校からの連絡などの機会に、子育て支援サービスに関する情報を提供するように努めます。	福祉事務所 企画課
2	民間事業所や市民活動などの情報収集と広報への支援	民間事業所や子育てサークルなどが実施している事業や活動などの子育て情報を収集し、行政が行っている事業とともに広報していくよう努めます。	福祉事務所 企画課
3	子育て支援センターにおける相談窓口の充実	子育て支援センターで気軽に子育てに関する相談ができるよう、今後も相談窓口や相談機能の充実を図ります。	福祉事務所
4	幼稚園、保育所、認定こども園等での子育て相談の充実	幼稚園、保育所、認定こども園等で、より一層気軽に子育てに関する相談ができるよう努めます。	福祉事務所
5	利用者支援事業の実施	子ども・子育て支援新制度における子育て支援施策や地域の多様な子育て資源を、利用者が円滑に利用できるよう、専門の職員を配置して、利用者支援事業を実施します。 また、令和2年度に子育て世代包括支援センターを設置し、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的な提供を推進します。	福祉事務所 保健課

(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

- 大人になる過渡期にある子どもたちの健やかな成長を支援するため、保健師など小・中学校の連携強化をはじめ、食育や性教育の推進、喫煙・飲酒対策、薬物対策など、子どもたちへの健康被害をなくすことができるよう、学童期や思春期における保健対策の充実を図ります。
- 子どもの成長において有害となる雑誌や本などの販売についての自主規制や、有害広告などの防止に取り組み、子どもの成長を支える健全な地域づくりを進めます。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	性教育の推進	生命の大切さなどを含めた体系的な性教育を推進します。	保健課
2	食育の推進	子どもの豊かな人間性を育みながら、健康の増進を図るため、栄養のバランスを考え規則正しく食べることの大切さについての意識を高める教育とともに、調理などの生活体験や農業体験などを通じた食に関する多様な学習機会を提供します。	保健課
3	喫煙・飲酒対策	タバコやアルコールの害についての啓発及び指導を進めます。また、家庭や地域においても、タバコやアルコールの害についての啓発を図り、子どもを家庭や地域で守っていく環境づくりを進めていきます。	保健課



4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

- 次代の親となる子どもたちが、結婚や家庭生活、子育てについての正しい意識や関心をもち、夢を抱けるよう、パンフレット配布や体験活動などを通して啓発活動を行います。
- 次代の親のあり方の視点から、男女共同参画に関する支援事業や研修会、家庭教育学級等の充実強化を図るとともに、健診の場や職業体験実習等の機会を通じて、児童生徒が乳幼児とふれあう機会を提供し子育ての意識を育みます。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	男女共同参画啓発事業	男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発を促進するため、あらゆる機会を通じて広報活動を推進します。	企画課
2	少子化意識啓発事業	市広報やホームページ等による意識啓発や情報提供、各種講座やセミナー等の開催を行います。	企画課

(2) 「生きる力」を育む教育の推進

- 子どもたちが「生きる力」として、自立心を養い、たくましく、心豊かに育つよう、学校・家庭・地域が連携しながら、教育の充実を図ります。また、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、教育環境面の充実を図ります。
- 子どもたちが安心して生活できる環境を整えるために必要な整備を計画的に進めるとともに、地域と協力し、子どもが安心して放課後等を過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	家庭・地域との連携推進	家庭、地域と連携して信頼される学校づくりを進めていくため、あらゆる機会を通して、学校教育の成果や課題、学習達成度の状況などの学校情報を家庭や地域に積極的に発信します。また、家庭や地域と学校教育の積極的な連携を進めます。	社会教育課 学校教育課
2	学校評議員会などの活用	学校評議員会や学校関係者評価委員会を通して、保護者、地域の意見を学校運営に生かしていきます。	学校教育課
3	新しい教育環境の整備	子どもや地域の実態を見据え、新たな課題に対応できるよう、総合的な学習の時間の活用やICT教育環境の整備、教材や学校図書館をはじめとした教育環境の整備を進めます。	学校教育課 教委総務課

NO.	事業名	事業概要	担当課
4	いじめや不登校等への支援	いじめや不登校、非行防止のために、学校・家庭・地域社会及び関係機関との連携を一段と進めます。特に、警察や児童相談所との連携に努めます。	学校教育課
5	施設、設備の整備・充実	学校等について、子どもたちが昼間の時間や放課後を安全に、安心して過ごす生活の場所という認識に立って施設整備を計画的に進めます。	教委総務課 学校教育課
6	安全管理のための取り組み	子どもが安心して過ごすことができるよう、通学路の安全確保や施設への不審者の侵入防止等、引き続き安全対策に努めます。	教委総務課 学校教育課
7	施設の開放と有効活用及び放課後等の居場所づくり	子どもをはじめ、広く市民が利用できるよう、適切な安全管理のもとに施設を開放します。また、地域のさまざまな市民が協力し、休日や放課後等の居場所づくりを進められるように支援します。	教委総務課 学校教育課
8	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用	スクールカウンセラーや心の教室相談員による教育相談活動の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーと協力し、環境面からの支援を通して、福祉との連携にも努めます。	学校教育課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

- 子育ての不安などの解消や、家庭で協力して子育てに取り組むことができるよう、家庭教育学級、父親セミナーなどを通して親同士の交流活動を促進するとともに、家庭の教育力の向上や、家庭教育に関する啓発に取り組みます。
- 子どもの成長にとって、よりよい家庭環境がつけられるよう、DVに関する市民啓発をはじめ、DVに対する相談支援を充実するなど、解決に向けた取り組みを推進します。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	家庭教育支援事業	小中学校等において、家庭教育学級などの子育ての学習機会や情報提供のほか、相談や親子の交流等を実施し、家庭教育の推進を図ります。	学校教育課 社会教育課
2	PTA組織における父親・母親セミナー	各団体・組織との連携を図り、講演会、地域活動などの研修を開催します。	学校教育課 社会教育課
3	DVについての市民への啓発	DVの根絶に向けてセミナーや街頭啓発などを行います。	企画課

NO.	事業名	事業概要	担当課
4	相談窓口の充実	DV被害に関する相談について、「女性のための相談」「男性のための相談」等により迅速・的確に対応するとともに、相談から被害者保護等に関わる関係機関の連携を進めます。また、相談窓口について、広報紙やホームページ、リーフレット等により周知を図ります。	企画課
5	DVについての教育の充実	子どものDVに対する理解向上のため、学校における人権教育などの教育・学習機会の充実を図ります。	学校教育課

(4) 青少年の健全育成の推進

- 青少年や子どもの健全育成についての啓発を行うとともに、青少年にとって有害となる情報から子どもを守るための対応を図ります。
- 青少年育成センターの充実や、さまざまな研修・学習機会の活用による夢実現にチャレンジする青少年の育成を図りながら、青少年が人間性や社会性を育むための教育を推進します。
- 自然、歴史文化などの資源を生かし、子どもたちが地域の自然や文化にふれながら、心豊かに育つことができるよう、自然体験学習や環境学習、福祉ボランティア学習などを推進します。
- 子どもたちが心身ともに健やかに、たくましく成長することができるよう、スポーツ・レクリエーション機会や文化・芸術にふれる機会の充実をはじめ、伝統行事への参加を促進します。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	家庭や地域への啓発	青少年のいる家庭や地域に対して、社会的背景、青少年の意識や行動などを的確に捉えて見守ることができるよう、啓発します。	社会教育課
2	有害環境対策の推進	青少年にとって有害な、性や暴力等に関する過激な情報については関係機関、地域と連携・協力して、関係業界に自主的措置を働きかけます。	社会教育課
3	社会における教育	青少年の人間性や社会性を育むため、異世代間交流や、地域の行事など、さまざまな機会において、教育を行います。	社会教育課
4	青少年育成センターの機能化	青少年育成センターを機能化させ、地域ぐるみで安心・安全な環境、相談体制を整えます。	社会教育課
5	夢実現にチャレンジする青少年の育成	研修事業や国際交流事業、リーダー研修、親子サマースクールなどの青少年育成事業を充実させ、夢実現にチャレンジする青少年を育成します。	社会教育課

NO.	事業名	事業概要	担当課
6	自然・環境体験学習の推進	市内の豊かな自然に親しみ学ぶことによって、人間と自然との関わりについての理解を深められる自然・環境体験学習の機会を充実します。	社会教育課
7	福祉ボランティア学習の推進	高齢者や障害者介護などの体験を通じて、福祉への理解を深める福祉ボランティア活動等の体験学習の機会を充実します。	学校教育課
8	職場体験学習の推進	子どもたちが商店、会社等の仕事を体験することによって、社会の仕組み等の理解が深まるよう、企業等と連携を図りながら、職場体験学習の機会を充実します。	学校教育課
9	スポーツ・レクリエーション機会の充実	子どもがそれぞれの年齢や体力に応じて楽しめるよう、スポーツ・レクリエーションの交流機会を充実します。	社会教育課
10	文化・芸術、伝統行事にふれる機会の充実	子どもが、本市の歴史文化をはじめ、さまざまな地域の文化・芸術、伝統行事に親しみ、理解を深める機会を充実します。	社会教育課



5 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の提供

- 曾於市公営住宅等長寿命化計画を基本に、公営住宅等の充実を図ることで子育て世帯が安心して子育てができるような住宅の提供に努めます。
- 曾於市移住応援プロジェクトの推進など、定住促進につながるように市内外のアピールに努めます。また、地域的に過疎化が進行しており、今後は自治会や地区といった単位でもバランスがとれるように定住促進のための住宅・宅地整備に努めます。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	公営住宅等の改良・整備	「曾於市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な住宅の整備やバリアフリー対策等の安全面に配慮した公営住宅の整備を推進します。	建設課
2	移住応援プロジェクトの推進	曾於市外、特に都市部から農村地域への移住希望者に対して、曾於市の豊かな自然や観光地を紹介しつつ、曾於市の基幹産業である農業を体験できるメニューを提供します。	企画課
3	地域振興住宅の整備	人口の減少に伴い少子高齢化が顕著で、地域社会における活力が低下し、生活環境などの保持が困難にある地域等に、人口の増加および定住促進を図り、地域の活性化に資するための住宅を整備します。	建設課

(2) 安心して外出できる環境の整備

- 公共施設、公共交通機関、建築物のバリアフリー化や子育て世帯にやさしいトイレの整備及び子育て世代への情報提供に努めます。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	ユニバーサルデザインの施設整備の推進	子ども連れで安心して外出ができ、楽しく安全に遊び、生活できるようユニバーサルデザイン化のまちづくりを推進します。	建設課
2	バリアフリー化の推進	公共施設、交通機関等について、妊婦や子ども連れの家庭が安全かつ円滑に利用できるようバリアフリー化を推進します。	建設課
3	育児・授乳室、育児設備の設置の推進	子ども連れであっても、公共施設を気軽に利用できるよう、各施設の状況に応じて授乳室、育児設備などの整備を推進します。	各施設所管課

6 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

(1) 仕事と子育ての両立支援

- 子どもを出産後も働きたいと考えている人などが継続して働くことができるよう、妊娠、出産、子育て中の就業者への配慮やライフスタイルに応じた多様な働き方の確保について、企業等への啓発に努めます。
- 関連制度の普及啓発や、一般事業主行動計画（従業員101人以上の企業・事業所における子育て支援のための計画）の実施促進、特定事業主行動計画（市の職員に対する就労と子育てを両立できる就労環境づくりの計画）の推進にも努めます。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	雇用者・企業への啓発と情報提供	雇用者や就業者が子どもを生み育てることの社会的役割についての理解を深め、妊娠、出産、子育て中の就業者に対して配慮できるよう、育児休暇の取得率やワーク・ライフ・バランスの実施など妊娠期や子育て期の従業員への制度や支援について、市内の企業等を対象として、情報提供や啓発活動を行います。	商工観光課 企画課
2	ワーク・ライフ・バランスの啓発	男性の子育てへの関わり方の促進や多様な働き方など、市民意識の醸成を図るためのセミナーの開催や啓発活動を行います。	商工観光課 企画課
3	育児休業制度等の普及・啓発	男女にかかわらず、子育て等をしながら働き続けられるように、育児休業や介護や看護のための休暇等の制度を普及させるために、企業等に啓発活動を行います。	商工観光課 企画課
4	一般事業主行動計画の実施促進	ワーク・ライフ・バランスが実現できる就労環境づくりを促進するために、従業員101人以上の企業・事業所において子育て支援のための行動計画「一般事業主行動計画」を推進できるよう支援に努めます。	商工観光課 企画課
5	特定事業主行動計画の進行管理	本市の職員について、就労と子育てを両立できる就労環境づくりを進めるための行動計画である「特定事業主行動計画」の確実な進行管理を行います。	総務課
6	商工会、ハローワーク大隅等との連携	商工会やハローワーク大隅等との連携を図りながら、雇用者に対して、少子・高齢社会、子育て家庭の現状と展望等について等の啓発に努めます。	商工観光課

(2) 子育て家庭への就労支援の促進

- 子育て中の女性や子育てが終わってから働きたいと考える女性が、働きやすい環境となるよう、事業所内保育施設などの整備促進をはじめ、就業・再就職に向けた支援に努めます。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	事業所内保育施設整備の促進	働きやすい環境づくりのために事業所内保育施設等の自主的整備を促進します。	福祉事務所
2	就業・再就職に向けた支援	就業、再就職や起業を希望する人に対して、セミナーの開催や情報提供等を行います。	福祉事務所
3	技能取得などへの支援	就業あるいは再就職をするために技能取得を考えている人に対して、取得に向けた情報提供等を行います。	福祉事務所



7 子どもの安全の確保

(1) 安全な道路交通環境の整備

- 子ども、子ども連れの親などが安全・安心して通行ができる道路交通環境の整備に努めます。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	交通安全啓発事業	交通事故防止についての広報・啓発活動を行います。	総務課
2	交通安全施設等整備事業	カーブミラーやガードレールの整備により交通事故を防止、安全、円滑、快適な交通環境の確保を図ります。	建設課
3	子どもの交通事故防止対策事業	幼稚園・保育所等で県警交通安全教育班による交通安全に係る寸劇などを通し、啓発活動に努めます。	総務課
4	交通安全教育事業	日常生活に必要な交通安全に必要な基本的技術及び知識を習得させるため、講習会などによる交通安全教育を推進します。	総務課

(2) 子どもを犯罪等からの被害から守るための活動の推進

- 子どもたちが安全に安心して地域で生活していけるよう、地域防犯の強化や公共施設の安全管理体制の充実、「子ども110番の家」の充実など、地域ぐるみで子どもを守る取り組みを進めます。
- 子ども自身が防犯に対する意識を高められるよう、子どもへの防犯教育に取り組みます。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	子どもや市民を犯罪から守る地域防犯強化	子どもを犯罪から守るため、地域が参加・協力し合い、見回りや子どもへの声かけ、集団登下校時の誘導などを積極的に行う地域の防犯組織等に対して、必要な支援や専門的指導を進めます。	福祉事務所 学校教育課 総務課
2	公共施設の安全管理体制の強化	幼稚園、保育所、認定こども園、学校や公園など、子どもが利用する施設の安全管理体制の強化に地域と取り組みます。	福祉事務所 建設課 教委総務課
3	防犯設備等の整備	通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備を推進します。	建設課 学校教育課

NO.	事業名	事業概要	担当課
4	「子ども110番の家」の充実	「子ども110番の家」の充実を目指し、関係機関と協力して、子どもたちが安全に生活できる環境整備に努めます。	学校教育課
5	子どもへの防犯教育	学校において子どもに対し、不審者を想定した避難訓練等を行います	総務課 学校教育課
6	スマートフォン等を通じた犯罪への対策	スマートフォン、インターネット、SNS等を通して子どもを狙う犯罪などから守るために、子どもに学校等で防犯に関する授業の開催や防犯指導を行います。	学校教育課



8 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

- 子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等とともに虐待防止体制の強化を図ります。
- 虐待の未然防止、早期発見のために、市民や関係機関等への周知・啓発を図ります。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	子どもの人権に関する普及と啓発	子どもの人権を尊重する意識が家庭や関係者だけでなくまち全体で共有されるよう、市民に対し、子どもの人権とノーマライゼーション、人権三法の趣旨の普及啓発を進めるとともに、関係機関職員などの研修の充実を図ります。	福祉事務所
2	虐待防止のための相談等	虐待防止のために、福祉・保健・教育等で幅広く誰もが相談できる体制を充実します。	福祉事務所
3	虐待防止のためのネットワークの強化	虐待の予防や早期発見、情報交換のための関係機関との連携を目的とした「曾於市要保護児童対策地域協議会」の活動を充実します。	福祉事務所
4	児童相談所等との連携強化	専門的な知識や技術が必要とされる重篤な事例などに対応するため、児童相談所をはじめとした関係機関との連携を強化します。	福祉事務所
5	妊娠期からの相談体制の充実	妊娠期から、自分の気持ちや困っていることが話せたり、相談できる体制を強化します。	福祉事務所
6	子ども家庭総合支援拠点の設置	国が、令和4年度までの設置を求めている「市区町村子ども家庭総合支援拠点」について、本市においても設置を検討します。	福祉事務所
7	早期発見のための市民や地域団体への啓発	虐待の未然防止、早期発見のために市民や医療機関、団体、地域等に対して、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」による情報提供等と呼びかける啓発を行います。	福祉事務所
8	関係機関への対応方法の周知	児童虐待対応方法についての研修会やマニュアルの作成、配布などを通じて、対応方法の周知を図ります。	福祉事務所

(2) 障害児施策の充実

- 早期療育ネットワークによる発達上支援が必要なケースの早期発見・療育を進めるとともに、医療体制や特別支援教育の充実など、障害のある児童等の生活面におけるさまざまな支援に取り組みます。
- 障害のある児童等の保育内容や放課後対策を充実するとともに、障害の有無にかかわらず、子どもたちがともにふれあい、交流し合うなかで、相互に学び合うことができるよう、交流活動の機会の充実に努めます。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	障害児通所支援等の提供	児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援など、児童福祉法に基づく必要なサービスを提供します。	福祉事務所
2	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、医療的な支援が必要な児童に対し、指定施設等において、児童発達支援と同様の支援と、治療等も併せて行います。	福祉事務所
3	早期療育ネットワークの推進	発達上支援が必要なケースの早期発見と適切な療育を進めるために、関係機関との連携によるネットワークづくりを進めます。	福祉事務所
4	療育等援助事業の充実	発達に応じた適切な療育に努めるため、市内における療育等援助事業を充実します。また、学校外における生活と遊びをつくるための自主活動への支援を行います。	福祉事務所
5	医療的ケア児に対する支援	日常生活を送る上で、医療的なケアを必要とする子どもが身近な地域で安心して暮らし、健やかに成長できるよう、子どもと保護者のニーズに応じた支援や保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携体制の確保に努めます。	福祉事務所
6	相談支援の充実	子どもの発達上の悩みを身近な場所で気軽に相談できるよう、障害児相談支援の普及を進めるとともに、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点、学校等における相談体制の充実を図り、さらには民生児童委員、知的障害者相談員等の関係機関との連携に努めます。	福祉事務所
7	障害のある児童等の保育内容の充実	保育所等と専門家との連携の強化に努めるとともに、職員の専門性を向上させるための研修等を開催し、保育内容の充実に努めるとともに、障害のある児童等の受け入れ体制の充実を図ります。	福祉事務所
8	学校活動支援員の配置	特別支援教育に関する知識や意欲のある人材を市内小・中学校に配置し、通常の学級での支援を行います。	学校教育課
9	交流活動の促進	障害等の有無にかかわらず、学校や地域、育成学級などで子ども同士が交流できる機会の充実に努めます。	福祉事務所

(3) ひとり親家庭の自立支援

- ひとり親家庭の自立を支援するため、相談支援をはじめ、交流を通じた仲間づくり、ひとり親家庭に対する生活面の多面的な支援に努めます。
- ひとり親家庭の自立を支援するため、児童扶養手当の支給や医療費負担の軽減など、ひとり親家庭に対する経済的な支援を図ります。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	ひとり親家庭の自立に向けた相談等の充実	ひとり親家庭が抱える就労や生活に関する悩みについての相談体制を充実するとともに、相談しやすい環境づくりに努め、自立支援の充実を図ります。	福祉事務所
2	ひとり親家庭の仲間づくり支援	母子会・父子会の活動をはじめとした、ひとり親同士が交流を通じて仲間づくりをしたり、お互いに相談し合える場を提供する活動について、情報提供及び活動支援に取り組みます。	福祉事務所
3	ひとり親家庭の医療費負担の軽減	ひとり親家庭の医療費の本人負担分の支給を行う事業を今後も継続実施することで、対象者の健康保持と経済的軽減を図るとともに安心して医療が受けられる制度運営に努めます。	福祉事務所
4	ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援	ひとり親家庭が自立できるよう、児童扶養手当の支給や、生活資金の貸付、就職に有利な資格の取得を支援する給付金の支給を実施します。	福祉事務所
5	ひとり親家庭向けの制度等の周知・啓発	国や鹿児島県、市におけるひとり親家庭向けの各種制度等について、確実な周知・啓発に努めます。	福祉事務所

9 経済的な支援の推進

(1) 教育・保育に係る経済的負担の軽減

- 児童手当及び児童扶養手当の支給や各種医療費の助成等を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。また、国の動向を見据えつつ、制度などの変更があった場合は、迅速な対応に努めます。
- 奨学金貸付事業等、経済的な支援に努めることとします。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	こども医療費助成事業	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者に係る医療費の助成を行うことにより、児童の疾病の早期発見と早期治療を促進し、児童の健康の保持増進を図ります。	福祉事務所
2	ひとり親家庭医療費助成事業（再掲）	ひとり親家庭の医療費の本人負担分の支給を行う事業を今後も継続実施することで、対象者の健康保持と経済的軽減を図るとともに安心して医療が受けられる制度運営に努めます。	福祉事務所
3	重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害者に対し、医療費を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ります。	福祉事務所
4	児童手当給付事業	児童を養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため児童手当を支給します。	福祉事務所
5	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等で父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。	福祉事務所
6	特別児童扶養手当支給事業	身体や精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父、もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している人に対して特別児童扶養手当を支給します。	福祉事務所
7	育英奨学資金の貸与	向学心に富むが、経済的な理由により修学が困難な高校生及び大学生等に対し、奨学資金の貸与を図り、保護者の負担軽減に努めます。	教委総務課
8	就学援助事業	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒及び就学予定者に対し、就学援助費を支給することにより、義務教育の円滑な実施を図ります。	教委総務課

(2) 子どもの貧困対策

- 生活保護受給世帯等の生活困窮家庭や経済的に不安定なひとり親家庭の子どもが、十分な教育が受けられず将来に不利益な影響を受けることのないよう、関係機関等とも連携しながら、学習支援を行います。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援機関において包括的な相談支援を行うとともに、生活保護受給者等に対し、雇用と福祉施策の一体的な支援を行うなど、自立に向けた支援を行います。

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	生活困窮世帯学習支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援や学習の場所・機会の提供を行い、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図ります。	福祉事務所
2	ひとり親家庭学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対して、学習支援のボランティアが勉強でのつまずきや勉強の方法など、学習支援をはじめ進学相談などのサポートをします。	福祉事務所
3	生活困窮者自立相談支援事業	さまざまな困難を有する子ども・若者と、その保護者に対して、子どもの健全育成の視点に立ち、きめ細かな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護受給世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図ります。	福祉事務所
4	子どもの貧困対策の推進 (P.50参照)	第一に子どもに視点を置き、家庭の経済状況にかかわらず、子どもの生活や成長を権利として保障する観点から、貧困の負の連鎖を断ち切ることを目指す。	福祉事務所



第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策

1 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」について

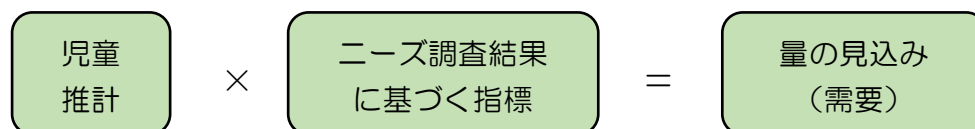
前計画と同様に、子ども・子育て関連3法に基づいて、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、どれだけニーズがあるのかという「量の見込み」（需要）と、それらのニーズに対し、いつ、どのように事業を確保していくかという「確保方策」（供給）を計画の数値目標として定めます。

(1) 「量の見込み」の算出について

国が示す算出の基本的な考え方に沿って、ニーズ調査結果などから算出しています。

ただし、算出結果が本市の現状の実績値とかけ離れた場合などは、必要に応じて、補正を行っています。

【国が示す算出の基本的な考え方】



(2) 「確保方策」について

「量の見込み」に対応した数値目標と今後の方向性を記載しています。

2 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、「量の見込み」や「確保方策」を算出する区域の単位として「教育・保育等の提供区域」を設定する必要があるとしています。

本市では、教育・保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、本市は様々な地域性を持っているため、特徴のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、全市を1つの区域として教育・保育の量の見込みを定めていきます。

3 国が示す計画の対象事業

国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画」の対象事業は、以下の 15 事業です。

なお、「量の見込み」と「確保方策」については、国が示す基本的な考え方に沿って算出が必要とされているものと算出不要のものがあります。

対象事業			「量の見込み」と 「確保方策」の算出
教育・保育事業	1	幼稚園・保育所・ 認定こども園・地域型保育	国が示す基本的な 考え方に沿って算出
地域子ども・子 育て支援事業	1	時間外保育事業（延長保育）	
	2	一時預かり事業	
	3	病児・病後児保育事業	
	4	ファミリー・サポート・センター	
	5	放課後児童クラブ	
	6	子育て短期支援事業	
	7	地域子育て支援拠点事業	
	8	利用者支援事業	
	9	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
	10	養育支援訪問事業	
	11	妊婦健康診査	
	12	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
	13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	算出不要
	14	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

4 教育・保育事業

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園

【事業概要】

幼稚園は保護者の就労等にかかわらず、3～5 歳児を対象に、幼児教育を提供する施設です。

保育所は、保護者の就労等により、家庭での保育が困難な場合に、0～5 歳児を預かり、保育を提供する施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

① 1 号・2 号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い方（認定こども園）

満3歳以上の子どもで、教育を希望する場合

【量の見込みと確保方策】（単位：人）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号・2号		1号・2号		1号・2号		1号・2号		1号・2号	
			うち2号		うち2号		うち2号		うち2号		うち2号
①量の見込み		165	85	160	80	155	80	140	74	135	70
②確保方策	認定こども園	177		187		187		187		187	
	認可保育所										
	認可外保育施設										
	合計	177	0	187	0	187	0	187	0	187	0
過不足		12	0	27	0	32	0	47	0	52	0

【今後の方向性】

本市では、「量の見込み」について十分対応可能なことから、既存施設での対応により、確保に努めます。

②2号認定のうち、保育ニーズが強い方（保育所、認定こども園）

満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

【量の見込みと確保方策】（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		2号認定 3～5歳保育 の必要あり	2号認定 3～5歳保育 の必要あり	2号認定 3～5歳保育 の必要あり	2号認定 3～5歳保育 の必要あり	2号認定 3～5歳保育 の必要あり
①量の見込み		530	515	495	480	470
②確保方策	認定こども園	371	381	381	381	381
	認可保育所	168	168	168	168	168
	認可外保育施設	85	85	85	85	85
	合計	624	634	634	634	634
過不足		94	119	139	154	164

【今後の方向性】

本市では、「量の見込み」について十分対応可能なことから、既存施設での対応により、確保に努めます。

③3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

満3歳未満の子どもの、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

【量の見込みと確保方策】（単位：人）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		3号認定		3号認定		3号認定		3号認定		3号認定	
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		110	330	105	325	105	325	105	320	100	315
②確保方策	認定こども園	68	211	73	216	73	216	73	216	73	216
	認可保育所	30	97	30	97	30	97	30	97	30	97
	認可外保育施設	0	38	0	38	0	38	0	38	0	38
	合計	98	346	103	351	103	351	103	351	103	351
過不足		▲12	16	▲2	26	▲2	26	▲2	31	3	36

【今後の方向性】

本市では、0歳児において、令和2年度から令和5年度まで若干の不足となっておりますが、既存施設での柔軟な対応により確保に努めます。令和6年度には、0歳児においても、「量の見込み」を上回る確保方策となっていることから、既存施設での対応により、確保に努めます。

【満3歳未満の子どもの保育利用率】

満3歳未満の子ども保育利用率の目標を次のとおり定めることとします。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用定員数	444	454	454	454	454
満3歳未満人口	593	574	584	570	556
保育利用率	74.9%	79.2%	77.7%	79.7%	81.7%
目標値	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%

※ 保育利用率とは、満3歳未満の子どもの数全体に占める保育所、認定こども園又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員の割合

保育利用率＝3号子どもに係る保育の利用定員数÷満3歳未満人口



5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園などで、保育標準時間（11時間）を超えて保育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	485	485	463	453	445	432
確保方策(人)	500	500	500	500	500	500
施設数(箇所)	12	12	12	12	12	12

【確保方策の考え方】

市内 12 箇所の保育所等で事業を実施しています。保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努めます。

(2) 一時預かり事業

① 幼稚園預かり保育

【事業概要】

保護者が病気や育児疲れ解消などの理由で保育が必要な時に、主に昼間において、幼稚園や認定こども園などで一時的に子どもを預かる事業です。

【量の見込みと確保方策】

		現年度 (R1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み (人日)	1号認定	120	120	120	120	120	120
	2号認定	360	360	360	360	360	360
確 保 方 策 (人日)	一時預かり事業 (幼稚園型)	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
	上記以外 (私学助成による預 かり保育等)	0	0	0	0	0	0
施 設 数 (箇所)	一時預かり事業 (幼稚園型)	1	1	1	1	1	1
	上記以外 (私学助成による預 かり保育等)	1	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

市内1か所の幼稚園で事業を実施しています。保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努めます。

②保育所等一時預かり

【事業概要】

保護者が病気や育児疲れ解消などの理由で保育が必要な時に、主に昼間において、保育所や認定こども園などで一時的に子どもを預かる事業です。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	400	400	400	400	400	400
確保方策(人日)	840	840	840	840	840	840
施設数(箇所)	4	4	4	4	4	4

【確保方策の考え方】

市内7か所の保育所等で事業を実施しています。日常生活上の突発的な事情等により、一時的に家庭で保育が困難となる場合等に対応できる環境づくりに努めます。

(3) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

子どもが病気などの際に、保護者の就労等の理由により家庭での保育が困難な場合に、病院や保育所等に付設された施設で、看護師等が一時的に保育する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	700	672	642	628	617	599
確保方策(人日)	0	0	540	540	540	540
施設数(箇所)	0	0	1	1	1	1

【確保方策の考え方】

曾於市内にサービスの提供施設がないため、近隣自治体の医療機関を利用しています。市民アンケートの意向に基づき、病児・病後児保育施設の早期設置に向けた検討を進めていきます。

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いをしたい人（援助会員）が会員として登録し、保育所などの送迎や預かりなどの相互援助活動を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	0	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
確保方策(人日)	0	0	3,600	3,600	3,600	3,600
施設数(箇所)	0	0	1	1	1	1

【確保方策の考え方】

令和2年度からの実施に向けて準備を進めています。会員同士が気軽に援助活動ができるよう、事業の周知活動及び会員の加入促進に努めるとともに、援助活動中の事故が無いよう、研修等に努めます。

(5) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対して放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R1年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	777	700	691	652	616	594
1年生	178	194	181	156	149	154
2年生	188	168	175	163	140	134
3年生	146	132	133	138	128	111
4年生	140	94	95	96	99	93
5年生	71	75	61	61	62	64
6年生	54	37	46	38	38	38
確保方策(人)	801	801	801	801	801	801
施設数(箇所)	24	25	25	25	25	25

【確保方策の考え方】

引き続き、利用希望者全件の受入を確保します。また、運営基準の遵守はもとより、支援中の事故が無いよう、各種研修等への参加を徹底し、支援員の資質の向上に努めます。

(6) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の入院や出張、育児疲れなどの理由により、一時的に家庭での養育が困難になった場合に、児童養護施設などで一定期間養育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策（ショートステイ）】

	現年度 (R1 年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	14	14	14	14	14	14
確保方策(人日)	168	168	168	168	168	168
施設数(箇所)	2	2	2	2	2	2

【量の見込みと確保方策（トワイライトステイ）】

	現年度 (R1 年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	0	0	0	0	0	0
確保方策(人日)	0	0	0	0	0	0
施設数(箇所)	0	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

ショートステイについては、現状のサービス提供が維持できるよう実施します。

トワイライトステイについては、現時点で利用者のニーズはありませんが、事業の実施方法などの検討を行います。

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

【事業概要】

就学前の子どもとその保護者が気軽に集い、相互に交流を図ることができる場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言などの支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R1 年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	670	678	655	668	651	635
確保方策(人)	600	700	700	700	700	700
施設数(箇所)	3	3	3	3	3	3

【確保方策の考え方】

市内3箇所の子育て支援センターで実施しています。今後も継続して実施し、在宅の親子の交流、ふれあい活動、子育て情報の発信、育児不安等に対する相談指導などを行っていきます。

(8) 利用者支援事業

①基本型・特定型

【事業概要】

子どもや保護者が計画における事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言などの支援を行う事業です。

基本型は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成されます。特定型は、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。

【量の見込みと確保方策】（基本型・特定型）

		現年度 (R1 年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (箇所)	基本型 特定型	0	0	0	0	0	0
確保方策 (箇所)	基本型 特定型	0	0	0	0	0	0

②利用者支援事業（母子保健型）

【事業概要】

保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う事業です。

【量の見込みと確保方策】（母子保健型）

		現年度 (R1 年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (箇所)	母子 保健型	0	1	1	1	1	1
確保方策 (箇所)	母子 保健型	0	1	1	1	1	1

【確保方策の考え方】

現時点においては実施しておりません。

令和2年度に母子保健型の設置を検討しています。子育て世代の子育てに関する悩みやニーズを的確に捉え、関係機関と連携しながら、相談支援体制の強化、情報提供の充実などに努めます。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

保健師又は訪問指導員が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行い、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止など、必要に応じて継続支援につなげていく事業です。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R1 年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	180	192	187	183	178	174
確保方策 (人)	180	192	187	183	178	174

【確保方策の考え方】

全ての乳児を対象として100%の訪問ができるよう、実施体制の確保に努めるとともに、訪問時に得られた情報を各事業への繋ぎを行い、効果的な支援に努めます。

(10) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R1 年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	36	36	36	36	36	36
確保方策 (人)	36	36	36	36	36	36

【確保方策の考え方】

養育支援の対象となる家庭に一貫性のある継続的な支援を行うことで、適切な養育の実施と保護者の育児不安の解消に努めます。

(11) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導などを行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R1 年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	2,016	2,150	2,094	2,049	1,993	1,948
確保方策 (人)	実施場所：鹿児島県内の委託医療機関等 実施体制：妊婦健康診査受診券を交付 検査項目：国が例示する標準的な項目 実施時期：通年					

【確保方策の考え方】

各種健診事業や母子保健事業を充実強化し、地域に密着した交流の場となるよう事業の展開を図るとともに、母親自身の心身の健康づくりの視点から、妊娠・出産・育児に関する学習・相談の場としての機能の充実に努めます。

(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

全国的にも児童虐待の相談件数は増え続け、子どもが被害者となる重大な事件が発生しています。児童虐待を防止する地域ネットワークの機能強化を図るため、行政職員やネットワークの構成員の専門性強化や連携強化を図る取り組みを行う事業です。

曾於市要保護児童対策地域協議会の活動を充実するとともに、本事業については実施について検討します。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされています。低所得者の負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等に対し日用品、文房具などの必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事

業です。

サービスの必要量と供給量の分析に基づく多様なサービスの提供を進める中で、民間事業者が有する能力やノウハウを活用することにより高い事業効果を期待することができる分野においては、優良な民間事業者の参入を促進するための方策を検討していきます。



6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

(1) 質の高い教育・保育の役割

- 幼児期の教育・保育と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育・保育が円滑に接続し、子どもに対する体系的な教育を推進します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園の保育従事者を対象とした研修の充実、教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督等の実施や保育士・保育教諭の人材確保対策の充実などにより、教育・保育の質の確保・向上を図ります。
- 障害のある子ども、社会的に養護が必要な子ども、貧困状態にある子ども、外国につながる子ども等、特別な支援が必要な子どもが、円滑に教育・保育等の利用ができるよう必要な配慮を行い、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- 幼児教育・保育の無償化により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無料になるほか、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。この新たな給付については、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要に応じて給付方法の見直しを検討します。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、県と連携して実施します。

7 基本指針に基づく任意記載事項

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 育児休業取得後の職場への復帰時期について、多くの母親が、希望より早く職場復帰していたり、年度初めの保育所入所に合わせて復帰したりなど、実際には、育児休暇の途中で職場復帰することが多いとの声があがっています。
- 保護者が、希望通りの育児休暇を取得して、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるように、各年度の入所人数を予測し、施設利用希望時期をあらかじめ把握した上で、保育の必要性の優先度を考慮しながら、施設利用の調整を図る必要があります。早急に具体的な方法を検討し、早期に実施できるよう努めます。
- 次世代育成支援対策推進法が令和7年3月までの10年間の時限立法として延長され、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取り組みを推進することとしていることから、特定事業主行動計画を推進し、一般事業主行動計画の策定を推進します。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

- ① 児童虐待防止の充実
 - ・ 発生予防から早期発見、早期対応
 - ・ 子どもの保護及び支援
 - ・ 保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策
 - ・ 福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関の連携
- ② 社会的養護体制の充実
 - ・ 虐待を受けた子ども、障害児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の増加への対応
- ③ 母子家庭・父子家庭の自立支援の推進
 - ・ 子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策から、総合的な自立支援を推進
- ④ 障害児施策の充実等
 - ・ 障害児等特別な支援が必要な子どもに対して、保健、医療、福祉、教育等の各種施策を体系的かつ円滑に実施

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

- 仕事と家庭の調和の実現のために、地域の企業、民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、「ワーク・ライフ・バランス」施策を推進します。
- 広域的な観点から認定こども園や認可保育所の充実等、多様な働き方に対応した、子育て支援施策を展開します。

8 計画のその他の事項

(1) 新・放課後子ども総合プラン

①計画策定の趣旨

国は平成 30 年 9 月 14 日に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした「放課後児童クラブ及び放課後子ども教室」の計画的な整備等を目標としたところです。

曾於市では、第 2 期曾於市子ども・子育て支援事業計画を策定する中で「新・放課後子ども総合プラン」に基づく部分を特化したものとして整理するものです。

②計画の目的

共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子ども教室」という。）の計画的な整備等を進めます。

③新・放課後子ども総合プランの目標

「新・放課後子ども総合プラン」では、国全体の目標として、以下 4 項目のとおり進めることとされています。

- ア. 放課後児童クラブについて、2021 年度末までに約 25 万人分を整備し、待機児童の解消を図ること。その後、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間で約 30 万人分の整備を図ること。
- イ. 全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室について、引き続き 1 万か所以上で実施することを目指すこと。
- ウ. 新たに放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約 80% を小学校内で実施することを目指すこと。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましいこと。
- エ. 放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わりなどを通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ること。

④放課後児童クラブの令和5年度に達成されるべき目標事業量

放課後児童クラブについては、一部の小学校区を除き設置されています。設置されていない小学校区についても、隣接する校区の放課後児童クラブを利用しており、子ども及びその保護者が利用しやすい環境づくりに努めています。

曾於市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策は下記のとおりです。現段階の予測では、量の不足は見込まれていませんが、利用者の増加や利用者のニーズを踏まえながら、柔軟に対応していきます。

【量の見込みと確保方策】

	現年度 (R1 年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	777	700	691	652	616	594
確保方策(人)	801	801	801	801	801	801
施設数(箇所)	24	25	25	25	25	25

⑤一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量及び実施計画

本市では現在、1箇所放課後子ども教室を整備していますが、今後もこれを維持します。

今後は、放課後子ども教室開催時に、放課後児童クラブを利用する児童も参加できるプログラムの実施を検討するとともに、プログラムの実施にあたり、小学校内での活動場所や実施時間などについて、学校・事業者・行政の連携体制を整備し、質の充実に努めます。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的、又は連携により実施するためには、関係者の間で様々な調整を行う必要があります。

そのため、放課後子ども教室を実施している、または実施する小学校ごとに、放課後子ども教室のコーディネーターと放課後児童クラブのサポーターが連携できるよう定期的な打ち合わせの場を設けます。

また、放課後児童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れや引き渡しについて双方が連携を図れるような体制づくりを検討します。

⑦小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブは、学校の余裕教室を改修整備して実施する場合は、施設の管理などについて放課後児童クラブ担当部局と学校の間で協議を行い、覚書を交わしたうえで施設を利用・管理しています。

放課後子ども教室を含めた今後の新たな学校の余裕教室の活用については、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の担当部局が学校関係者と話し合う機会を持ち、新放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を求めるとともに協議を行います。

⑧放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に進めるには、学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し、両事業の実施状況・課題などについて情報共有を図り、十分な協議を踏まえ推進していきます。

⑨特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室では配慮が必要な児童の利用が一定程度あります。今後においても児童の安全・安心を第一に、配慮が必要な児童への支援方法などに関する研修や受け入れに必要な加配等に関する補助体制を充実していきます。

⑩地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組

市内の放課後児童クラブにおいては、現在のところ開所時間の延長は実施していませんが、利用者のニーズに応じて柔軟に対応しています。今後においても、教育委員会等との連携調整を図りながら、柔軟に対応していくものとします。

⑪各放課後児童クラブが、その役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、「放課後児童クラブ運営指針」（平成 27 年 4 月、厚生労働省）等を基本に、こどもの発達段階に応じた育成と環境づくりを進めていきます。支援員については、適切な遊び、生活の援助ができる指導力を養い、きめ細やかな配慮と適切な判断ができるよう研修を通じた支援の質の向上を目指します。

⑫放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページ等による周知を推進するとともに、放課後子ども教室との連携を通じて、地域との連携を図り、地域組織や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

(2) 子どもの貧困対策

①基本目標

本計画は、子どもの貧困にかかる効果的な施策を推進するため、本計画の「経済的な支援の推進」の「子どもの貧困対策」として組み込まれています。そのため、子どもの貧困対策の基本目標は、本計画の基本理念及び基本方針に準拠するものとします。

子どもの貧困対策について、次の4つの柱に沿って総合的な推進を図ります。

成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を実施し、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもの視点に立ち、子どもの権利や人権に配慮することに留意します。

②施策の5つの柱

子どもの貧困対策を進めるにあたり、国の大綱で定める当面の重点施策でもある、

①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援及び就労環境の充実、④経済的支援の4つと、⑤周知の徹底を、合わせて5つの柱として、行政機関、関係機関等と連携を図りながら、以下の具体的な施策を総合的に推進します

③具体的な施策

ア. 教育の支援

貧困が世代を超えて連鎖することのないように、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関係機関との連携、地域による学習支援などを通じて、総合的に対策を推進します。また、教育の機会均等を保障するため、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。

イ. 生活の支援

貧困の状況にある世帯の保護者及び子どもたちが地域において孤立することなく生活できるように、生活の支援において相談事業や情報提供の充実を図ります。また、子ども及び保護者の対人関係の築き方や社会参加の機会等にも配慮しつつ、食事面や衛生面を含めた生活全般について必要な支援を行うとともに、関係機関からの情報収集等により適切な支援につなげていきます。

ウ. 保護者に対する就労の支援及び就労環境の充実

保護者が働き一定の収入を得ることは生活の安定を図る上で重要ですが、そればかりでなく保護者が働く姿を子どもに見せることによって労働の価値や就労の意味を学ぶことができるなど教育的な意義もあることから、就労機会を確保するために保護者への相談援助や資格取得への支援を行います。

エ. 経済的支援

生活の安定のためには、生活保護費や各種手当、医療費助成や貸付金等を組み合わせ、世帯の生活の基盤を下支えしていく等の経済的支援は重要であることから、法律に基づきこれらの支援を行い経済的負担の軽減を図ります。

オ. 周知の徹底

あらためて様々な支援や制度を周知することを徹底し、それらの内容が確実に市民に届くような体制づくりをします。各課において市の広報やホームページ等を使った周知に努めます。



(3) 次世代育成支援行動計画から継続する施策及び事業の一覧

①地域における子育て支援

ア. 地域における子育てサービスの充実

- 地域子育て支援拠点の機能を充実させ、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ります。
- 地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、ファミリー・サポート・センターの活動内容の充実に向けた取り組みをはじめ、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。
- 出産後も働きたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立して働けるよう、保護者のニーズを踏まえ、延長保育や休日保育、一時預かりなどのサービス基盤の確保を進めるとともに、適切なサービス提供に努めます。

イ. 保育サービスの充実

- 安全・安心で質の高い教育・保育環境を整備し、地域の実情に応じた多様な教育・保育需要に対応するため、教育・保育の担い手となる保育人材の確保、保育士の業務負担の軽減などに必要な措置の総合的な促進を図ります。
- 市内の幼稚園、保育所等の職員が子どもの健やかな育ちを支援できるよう、幼稚園、保育所、小学校等の個別相談会を継続して実施し、人材育成と関係機関の連携に努めます。
- 幼稚園教諭、保育士等が、発達の子どもの気になる子どもについての知識や理解を深め、集団生活の中での支援方法などの専門的知識を深めるための研修会を充実させます。

ウ. 子育て支援のネットワークづくり

- 子育てサービス等の質の向上や地域全体で支え合う体制を構築するために、子育て支援サービスのネットワーク形成を促進するとともに、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築くことができるよう、地域で子どもを育てる力の向上を図ります。
- 子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するために、子育てサークルを支援するとともに、子育てサークルに属していない家庭も気軽に参加し、日常的に交流ができるような環境づくりに努めます。

エ. 児童の健全育成

- 青少年や子どもの健全育成についての啓発を行うとともに、青少年にとって有害となる情報から子どもを守るための対応を図ります。
- 青少年育成センターの充実や、さまざまな研修・学習機会の活用による夢実現にチャレンジする青少年の育成を図りながら、青少年が人間性や社会性を育むための教育を推進します。
- 自然、歴史文化などの資源を生かし、子どもたちが地域の自然や文化にふれな

がら、心豊かに育つことができるよう、自然体験学習や環境学習、福祉ボランティア学習などを推進します。

- 子どもたちが心身ともに健やかに、たくましく成長することができるよう、スポーツ・レクリエーション機会や文化・芸術にふれる機会の充実をはじめ、伝統行事への参加を促進します。

②母と子どもの健康の確保及び増進

ア. 子どもや母親の健康の確保

- 母親が安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えることができるよう、母子健康手帳の交付・活用をはじめ、相談や情報交換できる機会の拡充、父親をはじめとした市民への啓発の推進、個別訪問などの各種母子保健施策の推進などを図ります。
- 子どもの健やかな発達・発育を支援するため、乳幼児健診や予防接種、健康教室や幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点などを通じた食育、個別相談などの各種事業を推進します。

イ. 食育の推進

- 子どもの豊かな人間性を育みながら、健康の増進を図るため、栄養のバランスを考え規則正しく食べることの大切さについての意識を高める教育とともに、調理などの生活体験や農業体験などを通じた食に関する多様な学習機会を提供します。

ウ. 思春期保健対策の充実

- 大人になる過渡期にある子どもたちの健やかな成長を支援するため、保健師などと小・中学校の連携強化をはじめ、食育や性教育の推進、喫煙・飲酒対策、薬物対策など、子どもたちへの健康被害をなくすことができるよう、学童期や思春期における保健対策の充実を図ります。

エ. 小児医療の充実

- 医療体制の確立や充実が求められているなか、保健所との連携をはじめ、救急医療体制や夜間診療の充実、休日診療の運営など、子どもが安心して地域で育つことができるよう、医療体制の充実を図ります。

③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

ア. 次世代の親の育成

- 次代の親となる子どもたちが、結婚や家庭生活、子育てについての正しい意識や関心を持ち、夢を抱けるよう、パンフレット配布や体験活動などを通して啓発活動を行います。
- 次代の親のあり方の視点から、男女共同参画に関する支援事業や研修会、家庭教育学級等の充実強化を図るとともに、健診の場や職業体験実習等の機会を通じて、児童生徒が乳幼児とふれあう機会を提供し子育ての意識を育みます。

イ. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

- 子どもたちが「生きる力」として、自立心を養い、たくましく、心豊かに育つよう、学校・家庭・地域が連携しながら、教育の充実を図ります。また、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、教育環境面の充実を図ります。
- 子どもたちが安心して生活できる環境を整えるために必要な整備を計画的に進めるとともに、地域と協力し、子どもが安心して放課後等を過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

ウ. 家庭や地域の教育力の向上

- 子育ての不安などの解消や、家庭で協力して子育てに取り組むことができるよう、家庭教育学級、父親セミナーなどを通して親同士の交流活動を促進するとともに、家庭の教育力の向上や、家庭教育に関する啓発に取り組みます。
- 子どもの成長にとって、よりよい家庭環境がつくられるよう、DVに関する市民啓発をはじめ、DVに対する相談支援を充実するなど、解決に向けた取り組みを推進します。

エ. 子供を取り巻く有害環境対策の推進

- 子どもの成長において有害となる雑誌や本などの販売についての自主規制や、有害広告などの防止に取り組み、子どもの成長を支える健全な地域づくりを進めます。

④子育てを支援する生活環境の整備

ア. 良質な住宅の確保

- 曾於市公営住宅等長寿命化計画を基本に、子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給等に努めます。

イ. 安全な道路交通環境の整備

- 子ども、子ども連れの親などが安全・安心して通行ができる道路交通環境の整備に努めます。

ウ. 安心して外出できる環境の整備

- 公共施設、公共交通機関、建築物のバリアフリー化や子育て世帯にやさしいトイレの整備及び子育て世代への情報提供に努めます。

エ. 安全・安心まちづくりの推進等

- 子ども自身が防犯に対する意識を高められるよう、子どもへの防犯教育に取り組みます。

オ. 地域定住促進のための住宅・宅地整備

- 曾於市移住応援プロジェクトの推進など、定住促進につながるように市内外の

アピールに努めます。また、地域的に過疎化が進行しており、今後は集落や地区といった単位でもバランスがとれるように定住促進のための住宅・宅地整備に努めます。

⑤職業生活と家庭生活との両立の推進

ア. 雇用の確保や男性を含めた多様な働き方の実現及び見直し等の実践と的確な情報の発信

- 子どもを出産後も働きたいと考えている人などが継続して働くことができるよう、妊娠、出産、子育て中の就業者への配慮やライフスタイルに応じた多様な働き方の確保について、企業等への啓発に努めます。
- 関連制度の普及啓発や、一般事業主行動計画（従業員101人以上の企業・事業所における子育て支援のための計画）の実施促進、特定事業主行動計画（市の職員に対する就労と子育てを両立できる就労環境づくりの計画）の推進にも努めます。

イ. 仕事と子育ての両立の推進

- 子育て中の女性や子育てが終わってから働きたいと考える女性が、働きやすい環境となるよう、事業所内保育施設などの整備促進をはじめ、就業・再就職に向けた支援に努めます。

⑥子ども等の安全の確保

ア. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- 幼稚園・保育所等で県警交通安全教育班による交通安全に係る寸劇などを通し、啓発活動に努めます。
- 日常生活に必要な交通安全に必要な基本的技術及び知識を習得させるため、講習会などによる交通安全教育を推進します。

イ. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 子どもたちが安全に安心して地域で生活していけるよう、地域防犯の強化や公共施設の安全管理体制の充実、「子ども110番の家」の充実など、地域ぐるみで子どもを守る取り組みを進めます。

第6章 計画の推進

1 計画の総合的な推進

(1) 市民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で総合的に支援していくためには、市民、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、医療機関、保健所、その他子育てに関わる関係機関などと行政が連携し、ネットワークを構築することが重要です。

本計画の推進にあたっては、市民や関係機関等と行政の連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業所・行政が子育てや子どもの健やかな育ちと健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、連携しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策の総合的な推進に取り組みます。

(2) 地域の人材の確保と連携

市民の子育てに対する多様化するニーズに対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど子育て支援を担う地域の幅広い人材の確保・育成に努め、連携を図りながら地域における子育て支援の充実を図ります。

(3) 市民参加の促進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や事業所、関係機関などの理解と協力が必要です。このことから、本計画について広報などにより市民の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの検討など、市民による地域ぐるみでの取り組みを推進し、子育て支援に市民が積極的に参加するよう促します。

(4) 施策の効率的・効果的推進

最少の経費で最大の効果をあげられるよう、事業の成果の評価と、評価結果の施策への反映に努めます。また、より効率的・効果的に施策を推進するために、民間活力の活用について取り組みを進めるとともに、公共サービスの提供にあたっては、個々の家庭や地域活動の自助努力を尊重し、自助・共助・公助の公正かつ適切な役割分担を視野に入れた事業推進を図ります。

2 計画の進捗状況の管理・評価

(1) 計画の推進体制

本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、住民と連携及び協働を推進し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組みます。

(2) 進捗状況の管理

本市における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「曾於市子ども・子育て会議」で点検・評価をしていきます。

また利用者の視点に立った事業の提供を図るため、各種指標を設定し、年度ごとの点検・評価を行い、施策の改善に努めます。



資料

○曾於市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日条例第33号

曾於市条例

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、曾於市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の説明又は意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、曾於市福祉事務所において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償の支給に関する条例（平成17年曾於市条例第42号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

曾於市子ども・子育て会議委員名簿

【任期：令和元年7月11日～令和3年3月31日】

	委員名	所属団体等の名称及び役職	選出区分
1	持田 初穂	保育園代表 岩川保育園長	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
2	白鳥 浄之	幼稚園代表 末吉中央幼稚園長	
3	大津 亮二	認可外保育園代表 高岡幼児学園代表(高岡公民館長)	
4	藤本 久代	放課後児童クラブ代表 しゃらこども園 副園長	
5	白鳥 浄子	児童養護施設 慈光園長	
6	谷口 礼子	子育て支援センター	
7	末森 孝宏	幼児学園代表(諏訪幼児学園)	子ども保護者
8	落合 健太	認定こども園保護者(きらり園)	
9	川畑 和徳	教育委員	学識経験者・ その他市長が必要と認める者
10	坂口 利幸	民生委員・児童委員協議会連合会 主任児童委員	

・会 長 (持田 初穂) ・副会長 (大津 亮二)

教育委員会関係課

1	橋口 真人	市教育委員会 総務課長
2	川路 道文	市教育委員会 学校教育課長
3	岩元 浩	市教育委員会 社会教育課長

事務局

1	福重 弥	市介護福祉課長
2	桐野 重人	市保健課長
3	笠野 満	市保健福祉課長
4	竹下 伸一	市福祉課長兼福祉事務所長
5	上野 学	市福祉課 児童福祉係長
6	田口 智之	市福祉課 児童福祉係
7	鶴田 友美	市福祉課 児童福祉係
8	多持志穂子	市福祉課 児童福祉係
9	富永 彬佳	市福祉課 児童福祉係
10	古園 智仁	市福祉課 児童福祉係

第 2 期 曾於市子ども・子育て支援事業計画

令和 2 年 3 月

発行 曾於市福祉事務所

〒899-4101

鹿児島県曾於市財部町南俣 11275 番地

電話：(0986) 72-0936 FAX：(0986) 72-0744
